

(案)

# 令和元年版

## 環境に関する年次報告書

(平成30年度実績)



長岡市

<b>第1章 長岡市環境基本計画について</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>1 環境基本計画の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>2 計画の進行管理</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>3 施策の体系図</b> . . . . .	<b>2</b>
<b>第2章 環境基本計画に基づき実施した施策の概要</b> . . . . .	<b>3</b>
<b>第1節 低炭素・資源循環型のまち</b> . . . . .	<b>3</b>
<b>施策の方向1 地球温暖化対策の推進</b> . . . . .	<b>3</b>
【評価指標の達成状況】 . . . . .	3
<b>施策① 地球温暖化緩和策の推進</b> . . . . .	4
(1) 長岡市地球温暖化対策実行計画の推進 . . . . .	4
(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー等の推進 . . . . .	4
(3) 移動に伴う温室効果ガスの排出抑制 . . . . .	5
(4) ヒートアイランド現象の緩和 . . . . .	6
(5) 健全な森林の育成 . . . . .	6
<b>施策② 地球温暖化適応策の推進</b> . . . . .	6
(1) 気候変動適応策の検討 . . . . .	6
<b>施策の方向2 ごみの減量と資源循環の推進</b> . . . . .	<b>7</b>
【評価指標の達成状況】 . . . . .	7
<b>施策① 3Rの推進</b> . . . . .	8
(1) 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく一般廃棄物の発生抑制の推進 . . . . .	8
(2) 廃棄物の発生抑制に向けた啓発の推進 . . . . .	8
(3) 食品ロスの発生防止に向けた啓発の推進 . . . . .	8
(4) 一般廃棄物の資源化を推進するための適正な分別収集の推進 . . . . .	9
(5) 燃やすごみの削減 . . . . .	10
(6) 市民や事業者によるリサイクル活動の支援 . . . . .	11
<b>施策② 省資源対策の推進</b> . . . . .	12
(1) グリーン購入の推進 . . . . .	12
(2) 建設廃棄物・下水汚泥等の再生利用の推進 . . . . .	12
<b>第2節 人と自然が共生するまち</b> . . . . .	<b>13</b>
<b>施策の方向3 自然環境の保全と活用</b> . . . . .	<b>13</b>
【評価指標の達成状況】 . . . . .	13
<b>施策① 森林等自然の保全</b> . . . . .	13
(1) 国定公園・県立自然公園・自然（緑地）環境保全地域の保全 . . . . .	13
(2) 良好な森林の維持 . . . . .	14
(3) 自然環境に関する環境保全行動の啓発 . . . . .	14

施策② 農地、田園、里山の保全と活用	15
(1) 農村地域の環境保全	15
(2) 環境への負荷が少ない農業の推進	15
(3) 持続可能な農業の展開	16
施策③ 自然とのふれあいの推進	16
(1) 自然とふれあえる環境の整備・管理	16
(2) グリーン・ツーリズムの推進	17
<b>施策の方向4 生物多様性の保全・管理</b>	<b>19</b>
【評価指標の達成状況】	19
施策① 野生鳥獣の適切な管理	19
(1) 有害鳥獣による人的被害・農林水産業被害の防止	19
施策② 貴重な生物の保全	20
(1) 市内に生息する生物の保全	20
(2) 外来生物による影響の情報把握と情報提供	20
(3) 里地、里山等の保全	20
(4) トキを通じた自然環境保全	21
<b>第3節 環境汚染のない安全なまち</b>	<b>22</b>
<b>施策の方向5 大気汚染・悪臭の防止</b>	<b>22</b>
【評価指標の達成状況】	22
【大気環境の現状】	22
施策① 大気汚染物質の発生抑制の推進	25
(1) 市の廃棄物処理施設における有害化学物質等対策	25
(2) アスベスト対策	25
(3) 移動に伴う大気汚染物質の排出抑制	26
(4) 光化学スモッグ対策	28
(5) フロン類の適切な管理・処分	28
施策② 悪臭の発生抑制の推進	28
(1) 工場・事業場等からの悪臭の発生防止	28
(2) 野焼きの防止	28
<b>施策の方向6 水質汚濁の防止</b>	<b>30</b>
【評価指標の達成状況】	30
施策① 生活排水・事業場排水対策の推進	30
(1) 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及促進	30
(2) 工場・事業場における排水対策の推進	31
施策② 河川の水質浄化対策の推進	31
(1) 用悪水路の改修整備	31
(2) 河川水量確保対策の推進	31
施策③ 水質監視体制の充実	31
(1) 水質監視体制の充実	31

<b>施策の方向7 土壌環境の保全</b> . . . . .	33
【評価指標の達成状況】 . . . . .	33
<b>施策① 土壌・地下水汚染状況の把握</b> . . . . .	33
(1) 土壌汚染の状況把握及び適正管理 . . . . .	33
(2) 地下水質の監視体制の充実 . . . . .	34
<b>施策② 地下水保全対策の推進</b> . . . . .	34
(1) 地下水の適正利用 . . . . .	34
(2) 地下水位等の監視体制の充実 . . . . .	35
(3) 地下水のかん養の取組 . . . . .	36
<b>施策の方向8 静けさの保持</b> . . . . .	37
【評価指標の達成状況】 . . . . .	37
<b>施策① 工場等の騒音・振動対策</b> . . . . .	37
(1) 工場等の騒音・振動の未然防止対策の推進 . . . . .	37
(2) 工場立地時の公害防止・環境保全協定の締結 . . . . .	38
<b>施策② 近隣騒音対策</b> . . . . .	38
<b>施策③ 交通騒音対策</b> . . . . .	38
(1) 自動車走行に伴う騒音の発生抑制・対策 . . . . .	38
<b>施策の方向9 化学物質による環境汚染の防止</b> . . . . .	43
【評価指標の達成状況】 . . . . .	43
<b>施策① 化学物質に係る情報の提供</b> . . . . .	43
(1) 化学物質に係る情報提供 . . . . .	43
(2) 化学物質による被害の防止 . . . . .	43
(3) 公園・街路樹等における農薬の適正使用の推進 . . . . .	43
<b>施策② 環境中の化学物質のモニタリング調査</b> . . . . .	43
(1) 環境中の化学物質の調査と被害の拡大防止 . . . . .	43
<b>施策の方向10 廃棄物の適正処理</b> . . . . .	45
【評価指標の達成状況】 . . . . .	45
<b>施策① 一般廃棄物対策</b> . . . . .	46
(1) 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進 . . . . .	46
(2) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理及び新たな処理施設の整備 . . . . .	46
<b>施策② 産業廃棄物対策</b> . . . . .	46
(1) 産業廃棄物処理施設の適正管理 . . . . .	46
(2) PCB廃棄物の適正処理 . . . . .	47
(3) アスベスト廃棄物の適正処理 . . . . .	47
<b>施策③ ごみの不法投棄の防止と環境美化対策</b> . . . . .	47
(1) クリーン作戦の推進 . . . . .	47
(2) 地域の美化及び不法投棄の監視 . . . . .	47
(3) 空き地の適正管理 . . . . .	48
<b>第4節 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち</b> . . . . .	49
<b>施策の方向11 快適で魅力的なまちの創造</b> . . . . .	49
【評価指標の達成状況】 . . . . .	49
<b>施策① 都市緑化の推進</b> . . . . .	49
(1) 緑の保全と緑化の推進 . . . . .	49
(2) 市民の緑化活動の推進 . . . . .	50

施策② 水辺空間の整備	50
(1) 自然環境に配慮した河川整備の推進	50
(2) 親水空間づくり	50
施策③ 景観まちづくりの推進	50
(1) 美しい景観まちづくりによる生活環境の向上、まちの魅力、価値の創出	50
(2) 市民、事業者、行政の協働による景観まちづくり	51
(3) 景観資源を活かした街なみ環境整備の推進	51
<b>施策の方向12 環境に配慮した土地利用と開発の推進</b>	<b>53</b>
【評価指標の達成状況】	53
施策① 適正な土地利用	53
(1) 持続的な土地利用の促進	53
(2) 森林や農地の適正保全及び計画的な土地利用	53
(3) コンパクトなまちづくり	54
(4) 環境に配慮した土地利用	54
施策② 自然環境と調和する開発	54
(1) 都市地域と農業地域等総合調整の促進	54
(2) 大規模開発事業の適正運用及び環境配慮の促進	54
<b>第5節 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり</b>	<b>56</b>
<b>施策の方向13 人づくりの推進</b>	<b>56</b>
【評価指標の達成状況】	56
施策① 啓発事業の推進	56
(1) 啓発事業の実施	56
(2) 自然環境の保全活動や自然体験イベント等の実施	57
施策② 環境教育の推進	58
(1) 子ども達への環境学習の場の創出	58
(2) 市民・事業者の環境保全に対する意識の醸成	60
施策③ 環境情報の収集と提供	61
(1) 市の広報誌、ホームページ、SNS等の活用による情報提供	61
(2) 国、県等の行う調査研究に対する協力	61
<b>施策の方向14 市民、事業者、NPO等の参画と協働</b>	<b>62</b>
【評価指標の達成状況】	62
施策① 市民、事業者、NPO等の取組の推進	62
(1) 環境配慮指針の周知による環境保全意識の醸成	62
(2) 市民、地域、NPO等の環境保全活動の支援	62
(3) 環境保全に対する市民の意識の醸成	63
(4) 事業活動における環境保全対策の取組支援	63
(5) 事業者によるエコビジネスの支援	63
(6) 環境保全に取り組む事業者のネットワークづくり	64
(7) 事業者向けセミナー等の開催	64
(参考資料1)	65
(参考資料2)	67

# 第1章 長岡市環境基本計画について

## 1 環境基本計画の概要

市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成8年2月に「長岡市環境基本計画」（目標期間：平成8年度から17年度まで）を策定しました。

社会情勢の変化を考慮してこれまでに計画の見直しを3度行い、現在は、「第4次長岡市環境基本計画（平成30年3月策定）」に沿って、様々な施策を推進しています。

## 2 計画の進行管理

「長岡市環境基本計画」に掲げた施策の推進にあたり、市では以下の方法で計画の進行管理を行っています。

### (1) 審議会等による進行管理

#### ア 長岡市環境審議会の開催

市民、事業者、学識経験者等で構成される本審議会において、「長岡市環境基本計画」の改定や「環境に関する年次報告書」などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。

#### イ 長岡市環境調整会議の開催

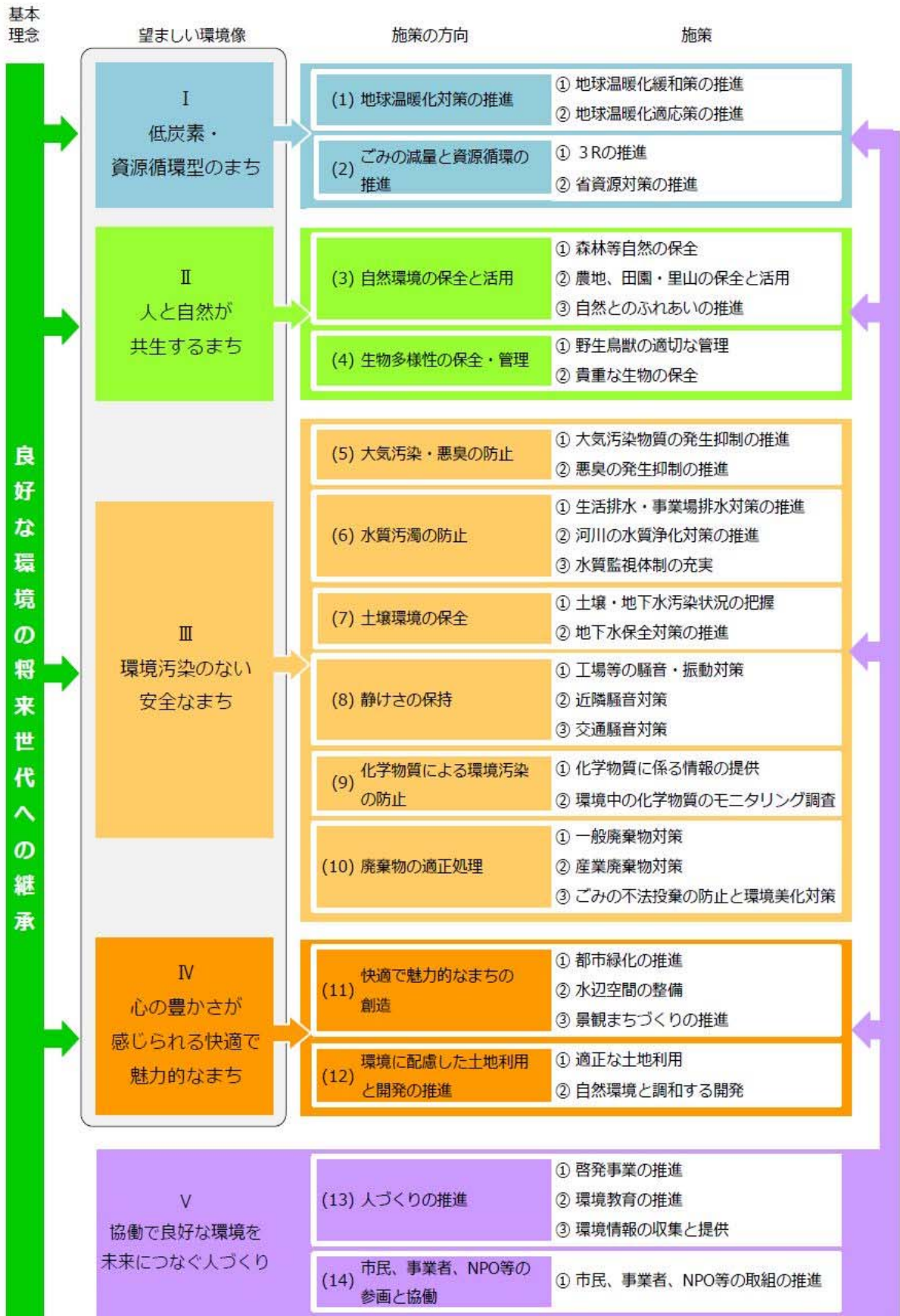
市の内部組織である本会議において、「長岡市環境基本計画」等に係る計画の進行管理について全庁的な総合調整を行います。

### (2) 年次報告書の公表

「長岡市環境基本条例」に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況をまとめた「環境に関する年次報告書」を毎年作成し、公表しています。

なお、本報告書は平成30年度の実施状況についてまとめたものです。

### 3 施策の体系図



## 第2章 環境基本計画に基づき実施した施策の概要

### 第1節 低炭素・資源循環型のまち

#### 施策の方向1 地球温暖化対策の推進

関連する  
SDGsの目標



地球規模で問題となっている地球温暖化について、温室効果ガスの排出削減に関する施策を進めます。

#### 【評価指標の達成状況】

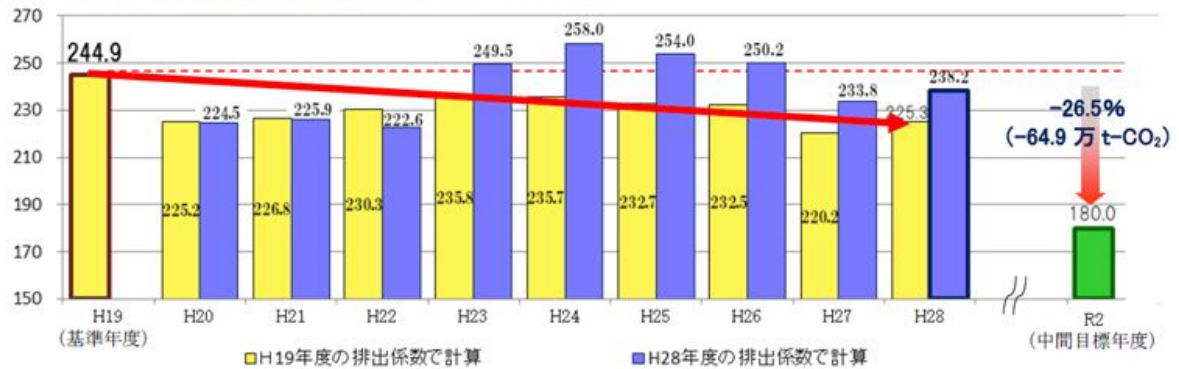
【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (基準年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (目標年度)	達成 状況
長岡市域における 温室効果ガス排出量	2,449,000t-CO <sub>2</sub> (平成19年度)	2,382,000t-CO <sub>2</sub> (平成28年度※)	中期目標(平成32年度) 1,800,000t-CO <sub>2</sub> 長期目標(平成62年度) 383,000 t-CO <sub>2</sub>	△
市役所(事務事業)における 温室効果ガス排出量	79,826t-CO <sub>2</sub> (平成29年度)	76,594t-CO <sub>2</sub> (平成30年度)	77,032t-CO <sub>2</sub> (平成34年度)	○

※国等の統計数値を用いて算出するため、最新値は平成28年度となる。

#### 【評価指標の達成状況の推移】

■長岡市域の温室効果ガス総排出量の推移(万t-CO<sub>2</sub>)





## 施策① 地球温暖化緩和策の推進

### (1) 長岡市地球温暖化対策実行計画の推進

#### ア 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成23年3月に「長岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市内の事業所や家庭などすべての分野での地球温暖化対策の取り組みを進めています。

平成28年度における市域全体の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で2,382,000tで、基準年度（平成19年度）に比べて2.7%（67,000t）減少しました。

これは産業部門や家庭部門における省エネ等によりエネルギー消費量が減少したためです。しかし、東日本大震災以降、電力使用に係るCO<sub>2</sub>排出量が高い状態で推移していることから、排出量の主な要因が電力である店舗・オフィス部門においては基準年度を上回ることとなりました。

なお、基準年度（平成19年度）と同じ温室効果ガス排出係数を用いた場合は、2,253,000tとなります。

#### イ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市の「事務事業」について、温室効果ガスの削減等を目的に平成31年3月に「第4次長岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

平成30年度の市の「事務事業」から排出された温室効果ガスは、二酸化炭素換算で76,594tと基準年度（平成29年度）に比べて4.0%の削減となり、本計画の目標（平成34年度比-3.5%）を上回りました。これは、平成30年度の暖冬に伴う暖房などに係る光熱費の減少が主な要因です。


### (2) 再生可能エネルギー・省エネルギー等の推進

#### ア 省エネルギー設備等の設置補助

家庭や事業所での温室効果ガスの削減に対する取り組みを促進するため、市内の住宅や事業所における省エネルギー設備等の設置に要する経費の一部を補助しました。

平成30年度 省エネルギー設備設置補助件数及び金額

件数順	設 備 名	件数	補助金額
1	高効率照明設備	212	5,796,000
2	太陽光発電設備	70	14,003,000
3	燃料電池設備	67	16,624,000
4	CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯設備	44	1,760,000
5	蓄電池設備	43	8,600,000
6	家庭用エネルギー管理システム設置工事	13	260,000
7	木質バイオマス燃料利用設備（ペレットストーブ）	12	1,617,000
8	木質バイオマス燃料利用設備（ペレットストーブ以外）	4	600,000
	合 計	465	49,260,000

※  評価指標に関連する項目

## イ コージェネレーションシステムの導入促進

アオーレ長岡に導入したコージェネレーションシステムでは、長岡産の天然ガスを活用して、施設で使う電力の一部を自家発電し、その時に生じた熱を冷暖房や融雪などに有効活用しています。

また、アオーレ長岡の西棟1階のホワイエに、アオーレ長岡に関する省CO<sub>2</sub>情報をタッチパネルで検索できる機器IDO（井戸型情報テーブル）を設置しています。IDOでは、天然ガスや太陽光パネルでの発電状況、雨水の利用状況、二酸化炭素の削減量など、これまでの成果とリアルタイムの情報を映像・グラフで見ることができます。

## ウ 間伐材などの木質バイオマス利用

中越よつば森林組合が市外の民間木質ペレット製造工場へ木質ペレットの原料として間伐材等を搬入しています。平成30年度は、間伐・除伐によるC材（林地残材）3,487 m<sup>3</sup>が搬出され、木質ペレットとして利用されました。

## (3) 移動に伴う温室効果ガスの排出抑制

### ア ノーマイカーデーの実施

市内15団体と市で構成する「ながおかノーマイカーデー推進協議会」では、公共交通の利用促進とこれに伴う温室効果ガスの削減等を目的に、平成30年9月10日からの1週間、市内一斉ノーマイカーデー（2018ながおかノーマイカーデー）を実施しました。この7日間で、延べ5,452人の参加があり、公共交通機関の利用促進とともに地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減につながりました。

市内一斉ノーマイカーデー実施状況

		通常自動車通勤者数(人)	実施者数(人)	実施率(%)
民間企業		33,311	3,126	9.4
国・県機関		2,340	283	12.1
市	本庁・支所等	10,816	1,168	10.8
	小中総合支援学校	10,246	239	2.3
	コミュニティセンター	849	237	27.9
	保育園・幼稚園	3,532	103	2.9
	計	25,443	1,747	6.9
個人		406	296	72.9
合計		61,500	5,452	8.9

※「通常自動車通勤者数」「実施者数」とも実施期間7日間の合計

## イ アイドリングストップ実施の促進

市有施設の駐車場におけるアイドリングストップ啓発のぼり旗の設置や、アオーレ長岡大型ビジョン及び市ホームページでの啓発活動を実施し、不要なアイドリングの防止啓発に努めました。

#### ウ 圧縮天然ガス自動車の普及促進

市では、CNG車（圧縮天然ガス自動車）の導入を進めるため、導入費用の一部を補助しています。平成30年度は1件の申請がありました。

平成30年度の市内の圧縮天然ガス自動車の普及状況（車両登録が長岡ナンバーのもの）（台）

トラック	塵芥車	バス	バン	乗用車	軽自動車	計
51	5	0	6	2	7	71

#### エ 公用車への低公害車の普及促進

市では、「長岡市次世代自動車導入基準」を策定し、公用車については、天然ガス自動車を始めとする低公害車等を導入することとしています。

長岡市公用車への低公害車導入状況（平成30年度末現在）（台）

電気	天然ガス	メタノール	ハイブリッド	低燃費・低排出ガス	計
4	1	0	21	386	412

#### (4) ヒートアイランド現象の緩和

##### ア 透水性舗装の推進

第3節－施策の方向7－施策②－(3)－イ 透水性舗装の推進を参照(36ページ)

#### (5) 健全な森林の育成

##### ア 森林の保全・整備

第2節－施策の方向3－施策①－(2)－エ 森林の保全・整備を参照(14ページ)

##### イ 八方台休暇センター跡地の緑化

環境保全、自然と共生するまちづくりを目指し、八方台休暇センター跡地の自然復元のために、育樹・植樹の取り組みに対し、苗代購入の補助を行っています。

平成30年度は、植樹育樹活動に110名が参加し、1.4ヘクタールの土地にブナやベニヤマザクラ等260本を補植しました。

### 施策② 地球温暖化適応策の推進

---

#### (1) 気候変動適応策の検討

平成30年12月の気候変動適応法の施行を受け、研修会への参加などを通じて、他の地方公共団体などの先進的な取り組みについて情報収集に努めました。

## 施策の方向2 ごみの減量と資源循環の推進

関連する  
SDGsの目標



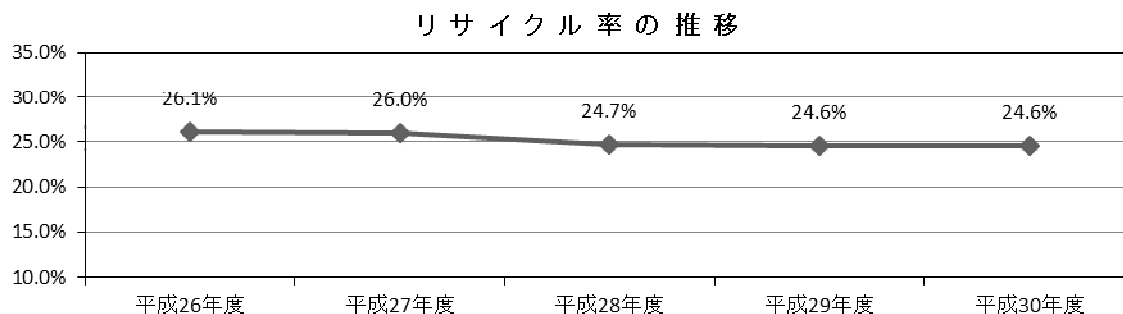
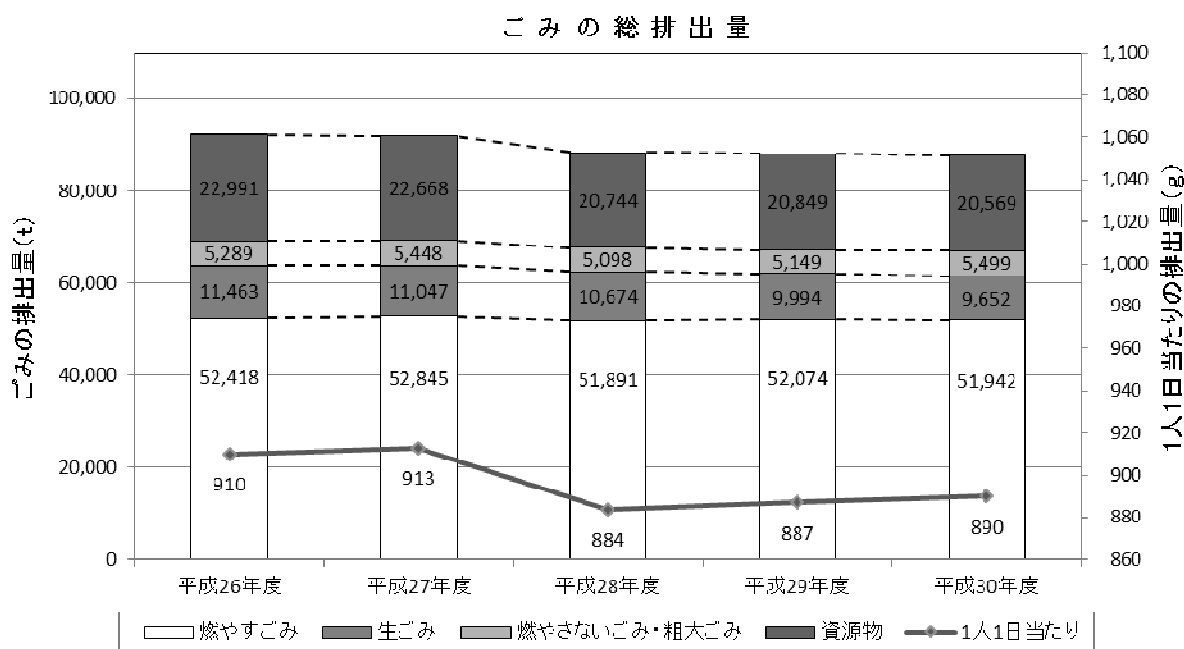
循環型社会の形成に向けて、ごみの3R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））に関する施策を進めます。

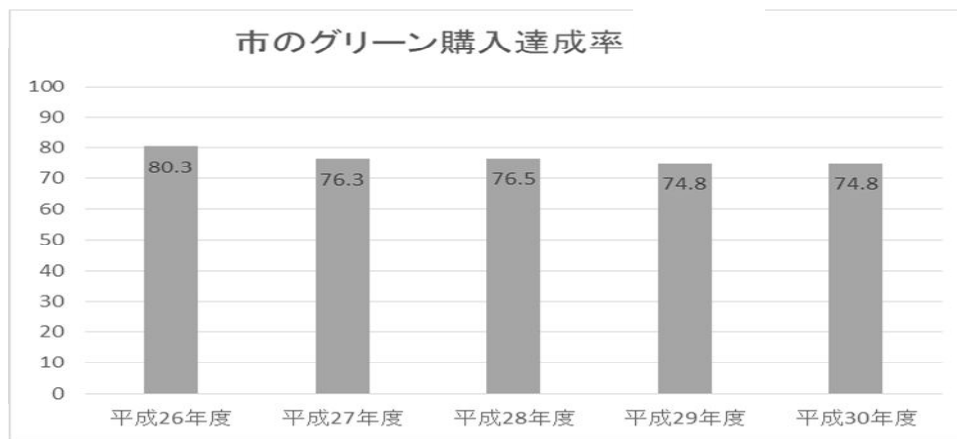
### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成28年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (平成39年度)	達成 状況
市全体のごみ排出量	88,400t/年	87,662t/年	79,300t/年	△
市民1人1日当たりのごみ排出量	884g/人・日	890g/人・日	867g/人・日	▼
一般廃棄物におけるリサイクル率	24.7%	24.6%	27.5%	▼
市のグリーン購入達成率	76%	74.8%	100%	▼

### 【評価指標の達成状況の推移】





## 施策① 3Rの推進

### (1) 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく一般廃棄物の発生抑制の推進

平成16年10月から「ながおかのごみ改革」に着手し、家庭系ごみの一部有料化、資源物の分別収集や集団回収、拠点回収等の資源化を実施し、ごみの減量化・資源化を推進してきました。平成25年3月に策定した長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では『環境にやさしい循環型社会の実現』を基本理念として、市民・事業者・行政の役割を明確にしながら、3Rの推進や適正な処理・処分を推進してきました。平成30年3月、新たに「長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成30年度からの10年間）」を策定し、更なるごみの減量や資源化に加え、天然資源の消費を抑え、次世代につなげる循環型のまちづくりを進めます。

平成30年度の長岡市のごみと資源物の排出量は、平成29年度と比べ、404 t 少ない 87,662 t でした。一方、市民一人一日当たりの排出量は 887 g から 890 g となり、3 g 増加しました。

平成30年度のリサイクル率（ごみの総量に占める資源物（集団回収分等を含む）の割合）は、24.6%でした。

### (2) 廃棄物の排出抑制に向けた啓発の推進

#### ア ごみ情報誌等による3Rの意識啓発

年に2回、ごみ情報誌を発行し、ごみ処理の現状をお知らせするとともに、ごみの減量や環境美化に取り組む市民や団体を紹介するなど、3Rの意識啓発を図りました。

#### イ 給食残さ及びごみの減量の啓発

児童生徒が寿クリーンセンターなどの見学や給食残量の調査、ごみの分別作業などを通して、ごみの減量やリサイクルの大切さについて学習しました。

### (3) 食品ロスの発生防止に向けた啓発の推進

市政だより、ごみ情報誌等へ関連記事の掲載やアオーレ長岡の大型ビジョンでの動画放映など、食品ロス削減に向けて広く啓発を行いました。

市立小・中学校では、給食だよりを通じて、児童・生徒及び保護者に食品ロスの意識啓発を行いました。

(4) 一般廃棄物の資源化を推進するための適正な分別収集の推進

ア 全市域統一の分別収集体制

資源物のリサイクルの推進を図るため、全市域のごみの分け方と出し方を統一するとともに、資源物の分別拡大に伴う収集体制を整備しました。

イ 古紙類、びん・缶・ペットボトルなどの資源化の徹底

市では、平成13年度から古紙類の資源物分別収集を行っています。

また、市庁舎では、庁舎内から発生する紙類を機密文書扱いとする使用済み紙（上質紙）と通常の使用済み紙及び個人情報である連続用紙（ストックホーム）・新聞紙・雑誌・段ボールの6種類に分別し回収しています。

古紙類収集量の推移 (t)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新聞	1,730	1,607	1,520	1,440	1,391
雑誌・チラシ	4,551	4,282	3,901	3,627	3,469
段ボール	1,264	1,194	1,129	1,112	1,118
合計	7,545	7,083	6,550	6,179	5,978

アオーレ長岡における古紙の回収実績 (t)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新聞・雑誌 段ボール	7.8	10.9	9.5	11.4	7.7
その他紙	35.7	45.9	43.1	43.1	35.5
合計	43.5	56.8	52.6	54.5	43.2

また、びん・缶・ペットボトルを収集し、リサイクルプラザで資源化しています。（川口地域分は小千谷市クリーンスポット大原で資源化しています。）

平成30年度は3,613 tを収集しましたが、リサイクルのできない燃やさないごみが収集量全体の19%混入していたため、びん・缶・ペットボトルの資源化量は、2,936 tでした。

びん・缶・ペットボトルの資源化の内訳 (t)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
びん	1,452	1,555	1,448	1,418	1,347
缶	821	799	788	785	790
ペットボトル	714	695	744	731	799
合計	2,987	3,049	2,980	2,934	2,936

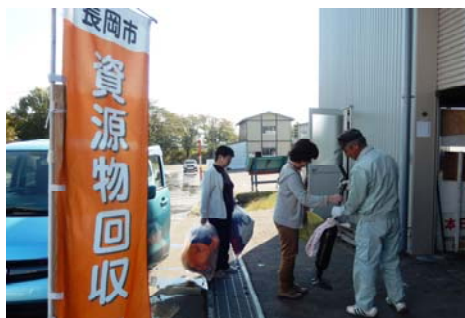
※ 川口地域分も含む

## ウ 資源回収方法の拡大

市では、ごみステーション回収のほか、資源物や廃食用油の拠点回収をしています。

平成 30 年度は、市内 8 か所に資源物の回収拠点を設けました。回収拠点のない山古志・小国・与板・川口地域では、年 2～5 回、サテライト会場を設け、回収の機会を増やしました。

また、廃食用油については、上記のほか市有施設 20 か所で回収しています。



資源物の拠点回収

## エ ペットボトル以外のその他のプラスチック処理施設の整備

平成 16 年 10 月にプラスチック容器包装材の処理施設が雲出工業団地内に完成し、平成 30 年度には 3,330 t のプラスチック容器包装材を資源化しました。(川口地域分は、「小千谷市クリーンスポット大原」で 70 t を資源化しました。)

## オ 粗大ごみの戸別収集

市では、平成 15 年 12 月に「長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正しました。これに伴い、平成 16 年 10 月 1 日から家庭ごみの一部を有料化し、粗大ごみの戸別収集等を実施しています。平成 30 年度は約 991 t の粗大ごみを回収しました。

## (5) 燃やすごみの削減

### ア 生ごみバイオガス化事業の推進

従来の焼却・埋立といった処理方式をバイオ処理（資源化）に転換し、燃やすごみの削減を目的に、生ごみからバイオガス（メタンガス）を発生させ、有効利用を図る生ごみバイオガス化事業の推進に取り組んでいます。

平成 30 年度は、9,652 t の生ごみを処理し、生ごみの分別前（平成 24 年度）と比べ、燃やすごみの量を約 2 割（15,629 t）削減することができました。

また、本事業により 2,420,640kWh を発電し、この余剰電力を「再生可能エネルギー固定価格買取制度」により、電力会社へ売電しました。



生ごみバイオガス発電センター

#### イ 家庭用生ごみ処理器の設置補助

家庭から排出される生ごみを減量し、堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理器（堆肥化容器）の設置者に対し補助金を交付しました。

平成 30 年度の設置状況

	設置数（台）	補助額（千円）
堆肥化容器	119	307

#### ウ 枝葉・草の分別回収、自家処理の推奨

市では、枝葉・草を資源物として収集・再資源化を行っていますが、作物の茎やつるも含めて枝葉・草はなるべく畑や庭などの身近な大地へ還してもらおうよう、ごみ情報誌などで周知を図っています。平成 30 年度は 4,154t 収集しました。

### (6) 市民や事業者によるリサイクル活動の支援

#### ア 集団資源回収の推奨、資源回収団体への支援、資源回収業者の育成

市では、古紙類や金属類等を回収する子供会等に対し、資源回収奨励金を交付しています。平成 30 年度は 289 団体が実施し、回収実績は新聞・雑誌を中心に約 2,590 t で、奨励金を約 1,295 万円交付しました。

#### イ リサイクル協力店の周知、利用拡大の促進

平成 15 年度から、ごみの減量化や資源化に積極的に取り組む市内の事業者を長岡市ごみ減量・リサイクル協力店として認定し、市民・事業者・市が一体となつてごみの減量とリサイクル運動を推進しています（平成 31 年 3 月末現在 42 店舗）。

#### ウ 環境保全活動の共同実施

特定非営利活動法人地域循環ネットワークでは、ボランティアとともに飲食店などから使用済みの割りばしを回収しており、これらはパルプの原料や土壌改良剤として役立てています。また、使い捨てカイロを回収し、鉄の資源材として活用しています。市も回収場所の提供など、環境保全活動に協力しています。

平成 30 年度 特定非営利活動法人地域循環ネットワークの実績

	割りばし回収	カイロ回収
ボランティア人数	30 人	
協力事業所等	42 事業所	18 事業所
収 集 量	3.1 t	0.7 t



## 施策② 省資源対策の推進

---

### (1) グリーン購入の推進

市では、「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」で定める環境にやさしい製品等の使用を積極的に進めています。

平成 30 年度のグリーン購入の達成率は 74.6%でした。

### (2) 建設廃棄物・下水汚泥等の再生利用の推進

#### ア 建設廃棄物の再生利用

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」において、分別解体等及び再資源化等の実施義務に関する規定が平成 14 年 5 月 30 日から施行され、コンクリート塊、アスファルト、建設発生木材等の建設業に係る副産物の再資源化を行っています。

また、国土交通省では、平成 15 年 10 月に「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」を策定しました。長岡市でもこの計画に基づき、下水道工事の埋め戻しや造成盛土の一部に建設発生土を再利用しています。

#### イ 発生汚泥・下水処理水の再利用

下水汚泥の大部分は、県営又は民間の中間処理施設に搬入した後、補助燃料として焼却炉で燃焼され、灰はセメントの原料として利用されています。このほか、民間の肥料工場（コンポストセンター）に搬入し、普通肥料の原料として利用されています。

また、下水処理水の一部を消雪用水、流雪溝、機械用水、消化ガスの精製水などとして再利用しています。平成 30 年度は長岡中央浄化センターでは、1 日あたり約 5,000 m<sup>3</sup> 使用しました。これは、処理水(高級処理水量)全体の約 9%に相当します。

#### ウ 汚泥消化ガスの有効利用

長岡中央浄化センターでは、処理の過程で発生する汚泥消化ガスを施設内の加温ボイラや空調設備の燃料として利用しています。余剰分については、都市ガスに近い成分にまで精製し、北陸ガス株式会社へ売却しています。平成 30 年度の売却量は約 8 万 m<sup>3</sup>、金額にして約 190 万円で、これは一般家庭の都市ガス使用量の約 130 世帯分に相当します。これにより、焼却処分していた未利用エネルギーが活用でき、焼却による二酸化炭素の排出抑制につながりました。この取り組みは、国から環境保全のモデル事業を受けています。

#### エ ごみ焼却施設の余熱利用

寿クリーンセンターのごみ焼却施設の焼却余熱を有効利用した「エコトピア寿」を、平成 13 年 4 月から運営しています。この施設は、浴場、温水プール、床暖房、広間などを備えた市民の健康づくりと憩いの場となるもので、平成 30 年度は 311 日間開館し、子どもから高齢者まで 104,904 人が利用しました。

## 第2節 人と自然が共生するまち

### 施策の方向3 自然環境の保全と活用

関連する  
SDGsの目標



本市の森林や農地、里山をはじめとした自然環境の保全等に関する施策を進めます。また、自然とのふれあいの機会を提供するための施策を進めます。

#### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (基準年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (平成39年度)	達成 状況
森林整備面積	32.6ha (平成28年度)	29.39ha	増加させる	▼
野外レクリエーション 施設数	21 か所 (平成29年度)	21 か所	21 か所	○
GAP (農業生産工程管理) の認証※件数	個人認証:5農場 団体認証:2団体 (8農場) (平成29年度)	個人認証:4農場 団体認証:3団体 (12農場)	個人認証:10 農場 団体認証:2団体 (18農場)	△

※ GAP (農業生産工程管理) の認証：一般財団法人日本 GAP 協会等の第三者機関が、食の安全や環境保全、労働安全等に取り組む農場を審査し、認証する制度

#### 施策① 森林等自然の保全

##### (1) 国定公園・県立自然公園・自然(緑地)環境保全地域の保全

###### ア 国定公園・県立自然公園

本市には、1つの国定公園と2つの県立自然公園があります。自然公園では、優れた自然景観の保護のため、工作物の建築や木竹の伐採等の開発行為などが規制されています。また、県では新潟県自然環境保護員を委嘱し、県立自然公園の監視を定期的に行っています。

###### (ア) 国定公園

###### ●佐渡弥彦米山国定公園 (寺泊地域)

佐渡地区、弥彦地区、米山地区の3地区からなり、眺望の良い弥彦山と南北に伸びる海岸線の弥彦地区に長岡市は含まれています。

○面積 全体：29,464 ha 市：1,213 ha

○指定年月日：昭和25年7月27日

###### (イ) 県立自然公園

###### ●奥早出栗守門県立自然公園 (栃尾地域)

刈谷田川の源流域に当たり、地形が険しく原始的な環境が保存されており、カモシカなどの野生動物の生息地となっています。

○面積 全体：34,155 ha 市：2,736 ha

○指定年月日：昭和34年3月24日

●長岡東山山本山県立自然公園（長岡地域、山古志地域、栃尾地域）

東山連峰地区を始め5地区からなる丘陵地帯の公園で、八方台いこいの森などがあり  
行楽に適しています。

○面積 全体：3,892 ha 市：2,816 ha

○指定年月日：昭和37年1月1日

イ 自然（緑地）環境保全地域の保全

県は、昭和51年12月に栃尾地域西中野俣地内の2.6haを杜々の森自然環境保全地域に指  
定し、また昭和63年3月に鷲巣町地内の0.8haを定正院緑地環境保全地域に指定し、保全  
を行っています。

(2) 良好な森林の維持

ア 自然観察林の整備

栖吉町地内の自然観察林のうち21ha、越路地域の千谷沢地内の越路かたくりの森のうち  
20haについて管理を委託し、適正な整備・管理を行っています。


イ 西陵の森（雪国植物園）の整備

平成8年4月に雪国低山・里山自然生態観察園として開園した雪国植物園は、平成18年  
より、指定管理者に管理を委託しており、平成30年は、雪割草・春の山野草展示会・即売  
会、春・秋の探鳥会、ホテルの夕べ、カブト虫の飼い方教室など、8のイベントを開催しま  
した。

平成30年は、3月17日の開園から11月15日の閉園までに18,054人の入園者がありま  
した。

ウ 八方台周辺の緑化

第1節―施策の方向1―施策①―イ 八方台休暇センター跡地の緑化を参照(6ページ)

エ 森林の保全・整備 

林業振興を図ることで、森林のもつ水源かん養機能の維持増進が望めることから、平成  
30年度は29.39haの人工造林事業及び下刈り等保育事業に対して補助しました。

(3) 自然環境に関する環境保全行動の啓発

ア 長岡の自然観察ガイドブックの配布

科学博物館では、博物館内での展示やホームページなどで本市の自然に関する情報を提供  
しています。

また、「ガイドブック悠久山」、「ガイドブック東山」、「ガイドブック西山」などの自然観  
察ガイドを配布し、環境保全の啓発を行いました。

イ 自然観察会、学習会等の実施

第5節―施策の方向13―施策①―(2)―ア 自然観察会等の実施・開催を参照(57ページ)

## 施策② 農地、田園・里山の保全と活用

---

### (1) 農村地域の環境保全

#### ア 里山の保全の推進

新潟県長岡地域振興局等で構成するかけはしの森実行委員会は、里山を保全・再生するため、東山で育樹活動を行っています。また、市民が主体となった森林整備や保全活動等への支援をしています。

三島地域では、鳥越集落内の学校林の保全活動を地区住民で行っています。また、町内会のボランティア組織である鳥越福社会と小学生でトチノキなどの苗木を植樹したり、除間伐や冬囲い及び標柱や看板立ての整備などを行っています。

栃尾地域では、市有地である大平山山麓の天然林について、除間伐実施などの森林整備を行っています。

#### イ 棚田の保全・活用

中山間地域における棚田は、市民の心の故郷であり、昔ながらの田園風景を有しています。しかし社会・経済情勢の変化により、徐々にその美しい姿は、失われつつあります。豊かな自然や美しい田園の保全を望む市民の声は多く、市民全体の共有財産として次世代へ継承していかなければなりません。自然はひとたび失われてしまうと、その回復が容易ではありません。豊かな自然や美しい田園を守ることは、私たちの快適な生活環境の維持を意味し、さらには地球温暖化の緩和にもつながります。

### (2) 環境への負荷が少ない農業の推進

#### ア 有機農業の推進

環境保全型農業を促進するため、水田及び畑地への堆肥・きゅう肥や土壌改良剤の散布、水田への稲わらのすき込みを推奨する土づくりを推進しました。

また、県が実施する特別栽培農産物認証制度やエコファーマーの申請窓口となり、化学肥料・農薬の使用を低減した作物栽培を推進しています。

#### イ 多面的機能支払交付金事業による支援

平成 19 年度から始まり、平成 26 年度に農地・水・環境保全向上対策事業から名称が変更になった多面的機能支払交付金事業により、平成 30 年度は市内 58 の活動組織を支援しました。

活動組織は、地域住民との共同による農道や水路の維持管理活動のほか、地元小学校と連携した田や用排水路に生息する生きものの調査、農道脇への景観植物の植栽など「農業の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの農産物の供給以外の多面にわたる機能の発揮の促進」を目的とする活動に取り組んでいます。

### (3) 持続可能な農業の展開

#### ア 農村環境計画の推進

農業農村整備事業の実施に際しては、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に事業を推進していく必要があります。また、事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上での地域の整備計画の策定が必要です。加えて、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要です。

#### イ GAP（農業生産工程管理）認証の推進

市では、農業者や農業協同組合などが行う、GAP（農業生産工程管理）の手法導入に向けた研修会の開催経費などを支援し、認証の推進を図りました。

### 施策③ 自然とのふれあいの推進

#### (1) 自然とふれあえる環境の整備・管理

##### ア ハイキングコースの管理

東山連峰一帯の 10 のハイキングコースは、長岡ハイキングクラブなどの協力を得て、保全・整備を行っています。

ハイキングコースの設置状況は次のとおりです。

- ①高津谷コース ②高津谷新道コース ③森立旧道コース ④見晴尾根コース
- ⑤火打沢コース ⑥城山コース ⑦花立コース ⑧萱峠コース ⑨大入峠コース
- ⑩三ノ峠コース

##### イ 野外レクリエーション施設の整備

ニュータウンいこいの広場などの野外レクリエーション施設 21 か所について、安全に楽しく利用してもらえるように施設の整備や管理運営を行っています。

地域等	野外レクリエーション施設
長岡地域	東山ファミリーランド、八方台いこいの森、悠久山、ニュータウンいこいの広場、国営越後丘陵公園など
中之島地域	信濃リバーサイドパーク
越路地域	榊形山自然公園、巴ヶ丘自然公園
三島地域	大杉公園
小国地域	おぐに森林公園
和島地域	和島オートキャンプ場
寺泊地域	中央海浜公園、中央海水浴場ほか3海水浴場
栃尾地域	杜々の森名水公園、道院自然ふれあいの森、とちおふるさと交流広場
与板地域	うまみち森林公園
川口地域	川口運動公園、川口ふるさとの森

## (2) グリーン・ツーリズムの推進

### ア グリーン・ツーリズムの推進

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型余暇活動として、市では山古志地域・栃尾地域・川口地域等において学童などの教育体験旅行を受け入れ、各種農村・農業体験を提供しています。平成30年度は、164人を受け入れ、農産物の収穫体験やEボートの試乗などを体験してもらいました。

また、農業経営の停滞や過疎化、担い手不足等、地域活力の衰退が懸念される一方で、都市住民の自然回帰、健康志向といった心の豊かさや安らぎへのニーズの高まりから、新たなビジネスチャンスや地域活性化にもつながる「ながおかグリーン・ツーリズム」を推進します。

### イ 東山ふれあい農業公園やふるさと体験農業センターの利用促進

東山ふれあい農業公園は、平成30年度に年間17,848人の利用がありました。

また、ふるさと体験農業センターでは、春と秋に「田植えまつり」や「農業ふれあいまつり」といったイベントを開催するとともに、年間を通して農畜産物加工体験をはじめとする農業体験などを実施して、農業への理解促進や都市農村交流の活性化を図りました。

ふるさと体験農業センターの利用状況

(人)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	16,306	17,505	17,900	18,187	16,883	17,160

### ウ 自然観察会の実施

第5節－施策の方向13－施策①－(2)－ア 自然観察会等の実施・開催を参照(57ページ)

### エ Eボート(10人乗り手漕ぎボート)交流大会の開催

Eボートという誰でも安全に水辺を楽しむことができるツールで、他市町村との交流・連携、海洋スポーツの普及を目的に、平成19年度から実施しています。

平成30年度は、7月8日に大会を開催し、県内外から25チーム255名の参加がありました。

### オ 市内各地における冬祭りの開催

寒さに負けない雪国ならではのイベントを各地域で開催し長岡らしさを広くPRしました。

イベント名	参加者数(人)	開催日
長岡雪しか祭り	55,000	平成31年2月16日(土)、17日(日)
スノーフェスティバル in 越路	12,000	平成31年2月9日(土)
古志の火まつり	3,067	平成31年3月9日(土)
おぐに雪まつり	2,500	平成31年2月23日(土)、24日(日)
とちお遊雪まつり	14,500	平成31年2月2日(土)、3日(日)
えちごかわぐち雪洞火ぼたる祭	7,500	平成31年2月23日(土)
つながる!ながおか!六大冬まつりスタンプラリー	2,000	平成31年2月～3月

## カ 冬季レクリエーションの普及促進

長岡市営スキー場と東山クロスカントリーコースを会場に、毎年恒例の市民体育祭スキー大会を開催しています。

平成 30 年度のアルペンの部は、少雪により開催されませんでした。クロスカントリーの部は、平成 31 年 2 月 10 日開催、29 名が出場し、それぞれ練習の成果を競いました。また、長岡スキー協会が中心となり各種スキー教室や大会を開催しており、スキー愛好家の増加や冬季間の市民の健康体力作り、雪を苦にせず、雪に親しむまちづくりに寄与しました。



野生生物の保護・管理のための施策を進めます。また、生物多様性を保全するため、貴重な生物の保全や外来生物対策に関する施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (基準年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (目標年度)	達成 状況
トキ分散飼育センターでの トキの繁殖数	26 羽 (平成 28 年度までの 累計)	35 羽 (平成 30 年度までの 累計)	50 羽 (平成 39 年度までの 累計)	△
サル情報メール※の 登録者数	45 人 (平成 29 年度)	58 人 (平成 30 年度)	増加させる (平成 39 年度)	○

※ サル情報メール：ニホンザルによる生活環境被害が多く発生している地域において、行動域調査を実施し、希望者に対して調査結果をメール配信しているもの

施策① 野生鳥獣の適切な管理

(1) 有害鳥獣による人的被害・農林水産業被害の防止

ア 有害鳥獣の追い払い

長岡駅大手口広場などの樹木等にカラスやムクドリが大量に集まり、鳴き声や糞に対する被害が問題になっています。市では、平成 20 年度から長岡駅周辺のカラスなどの飛来状況について調査を行うとともに、その対策について研究しています。

また、ムクドリの追い払いに有効なムクドリの忌避音を録音した CD を貸し出しており、平成 30 年度は 19 件（累計 777 件）の申込みがありました。

イ 特定野生鳥獣の個体数等の管理 

サルによる農作物被害が発生している栃尾地域において、被害の未然防止等を図ることを目的に、平成 28 年度からサルの行動域調査（テレメトリー調査）を行っています。平成 30 年度までに 3 群れの大まかな行動範囲を把握することができ、市のホームページ等で公開しました。

また、平成 29 年度から、調査結果や市民から寄せられた目撃情報を希望者に配信するサル情報メールを開始し、平成 30 年度は、58 人に情報を配信しました。

ウ 有害鳥獣による生活環境被害の防止

近年、ハクビシン等の中型哺乳類による人家及び農作物被害に関する相談が増加していることから、専門業者を派遣し、被害防止のアドバイスや獣の追い出しを行う獣害アドバイザー派遣業務を平成 25 年 7 月から実施しています。平成 30 年度は 24 件の相談がありました。



## 施策② 貴重な生物の保全

---

### (1) 市内に生息する生物の保全

#### ア 動植物の保全

市内で生息または生育する希少な動植物を保護するため「長岡市稀少生物の保護等に関する条例」を定めています。本条例では、保護生物の生息地、自生地等で保護生物の保護等が必要と認める地域を指定することができます。しかし、保護地域を指定するには、保護動植物の生育分布調査が必要となり、市町村合併で広大な長岡市全域の調査を行うには、正確性、継続性などの課題があるため、本市では、指定するに至っていません。

なお、平成20年3月に新潟県は雪割草を「県の草花」に指定し、その保護活動を行っています。本市も「新潟県雪割草保護連絡協議会」に加盟し、新潟県及び自然環境保護員等と連携を図りながら保護に努めています。

#### イ 情報提供と啓発事業の実施

科学博物館では、館内での展示や自然観察などのイベントを通じて市内に生息する生物の情報を提供しています。また、寺泊水族博物館では、「長岡・里山の水中生物」の展示を行っています。

トキと自然の学習館では、トキのはく製やパネル展示などを通して、トキ保護をはじめ自然環境を保全する大切さについて啓発しています。

### (2) 外来生物による影響の情報把握と情報提供

近年、外来植物の「セイタカアワダチソウ」や「オオキンケイギク」が分布域を広めてきており、その駆除が課題となっています。市では、市政だよりやホームページにより刈り取り等による駆除について啓発を行いました。

また、外来生物法によって飼育や野外に放つことが禁止されているオオクチバス、コクチバス、ブルーギルについて、県内の河川や湖沼で生息が確認されており、生態系への影響が懸念されます。

### (3) 里地、里山等の保全

#### ア 里山の保全の推進

第2節－施策の方向3－施策②－(1)－ア 里山の保全の推進を参照(15ページ)

#### イ 棚田の保全・活用

第2節－施策の方向3－施策②－(1)－イ 棚田の保全・活用を参照(15ページ)

#### (4) トキを通じた自然環境保全

##### ア トキ分散飼育事業の推進

市では、佐渡におけるトキの飼育・繁殖及び野生復帰事業を支援、補完し、トキの安定的存続を目標に掲げる我が国のトキ保護増殖事業に貢献するため、寺泊夏戸地域において、平成 23 年 10 月からトキ分散飼育事業に取り組んでいます。

平成 30 年度には、新たにトキ 6 羽が誕生しました。分散飼育を開始して以降、累計 39 羽のトキが長岡で生まれています。

また、平成 30 年度は、同年に生まれたトキ 6 羽を佐渡へ移送、これまでに長岡生まれのトキ 35 羽を佐渡へ移送しました。このうち 22 羽が佐渡の野生下に放鳥されています。

なお、平成 28 年 3 月以降、放鳥されたトキが、海を隔てて対岸にある当市で確認されています。

##### イ 「トキと自然の学習館」の運営

平成 24 年 3 月に長岡市トキ分散飼育センターに隣接する寺泊夏戸センター内に、本市の環境教育の拠点として「トキと自然の学習館」を開設し、これまで、トキを通じた自然環境の保全に対する市民意識の醸成に努めてきました。

平成 30 年度には、市民をはじめ、より多くの方々にトキ保護の重要性について、さらに関心を深めていただくため、トキを間近で観察することのできる施設『トキみ〜て』を開館しました。平成 31 年 3 月までに、3 万人を超える方が来館しました。



トキと自然の学習館観覧棟「トキみ〜て」

##### トキと自然の学習館環境教育講座の開催状況

開催日	内 容	参加者数
平成 30 年 7 月 23 日 (月)	夏休み！トキと自然の学校 ・佐渡市立行谷小学校の子どもたちと交流 ・トキの森公園見学など	31 人
平成 31 年 2 月 24 日 (日)	寺泊海岸に生息する冬の海鳥観察会 トキみ〜て見学など	50 人

## 第3節 環境汚染のない安全なまち

### 施策の方向5 大気汚染・悪臭の防止

関連する  
SDGsの目標



良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の発生源対策や、大気の監視体制に関する施策を進めます。

#### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成28年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (平成39年度)	達成 状況
大気汚染物質の環境基準の 達成状況	光化学オキシダント のみ非達成	光化学オキシダント のみ非達成	すべての項目で 達成	□
大気汚染・悪臭に関する 公害苦情処理件数	32件	46件	減少させる	▼

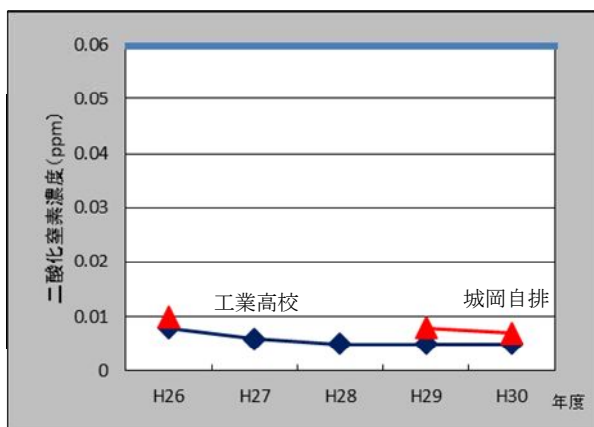
#### 【大気環境の現状】

県が市内2か所において、大気汚染物質（二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント）について、自動観測装置を用いて常時監視を行っています。一般地域の大気については長岡工業高校（幸町2）で、自動車の排出ガスによる影響を受けやすい地域の大気については城岡自動車排出ガス測定局（城岡2）で測定しています。

##### ①二酸化窒素

- ・二酸化窒素を代表とする窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生します。
- ・主な発生源として、工場のボイラーや自動車などが挙げられます。
- ・国が「大気の汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。

#### ■ 二酸化窒素の年平均値の推移（調査機関：新潟県）



※H27、28年度において、城岡自排は故障のため欠測

2地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。

平成30年度の年平均値は前回調査時と概ね同様の値でした。

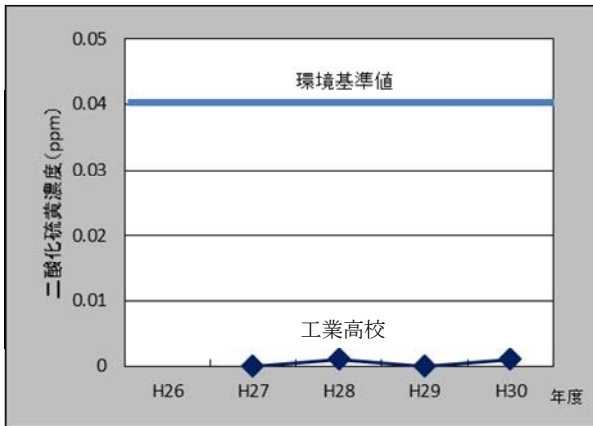
#### 環境基準

1時間値の1日平均値 0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下

## ②二酸化硫黄

- ・主に重油の燃焼に伴って発生します。
- ・酸性雨の原因物質とされています。
- ・国が「大気の汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。

### ■ 二酸化硫黄の年平均値の推移 (調査機関：新潟県)



※H26年度は故障のため欠測

1地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。

近年の観測結果は 0.000～0.001ppm で推移しています。

#### 環境基準

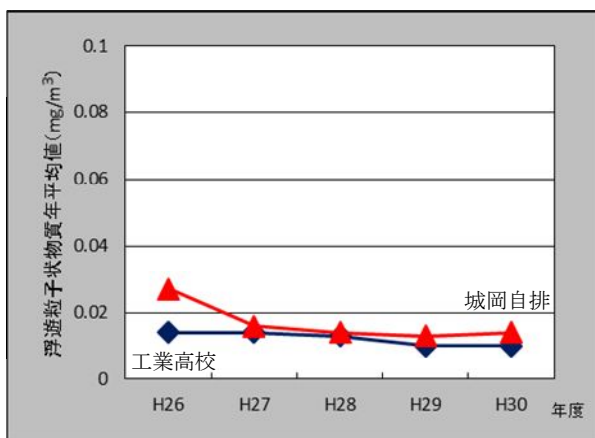
1時間値の1日平均値 0.04ppm 以下

かつ1時間値 0.1ppm 以下

## ③浮遊粒子状物質 (SPM)

- ・浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が  $10\mu\text{m}$  以下のものです。  
( $\mu$  は百万分の一)
- ・微小なため大気中に長時間滞留し、高濃度では人の呼吸器に影響を及ぼします。
- ・工場等から排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌粒子の飛散等が主な発生源とされています。
- ・国が「大気の汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。

### ■ 浮遊粒子状物質の年平均値の推移 (調査機関：新潟県)



2地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。

平成 30 年度の年平均値は前回調査時と概ね同様の値でした。

#### 環境基準

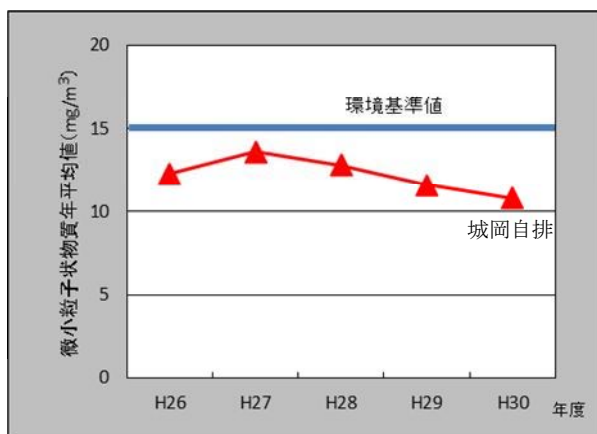
1時間値の1日平均値  $0.10\text{ mg/m}^3$  以下

かつ1時間値  $0.20\text{ mg/m}^3$  以下

#### ④微小粒子状物質（PM2.5）

- ・微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものです。
- ・PM2.5は非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。
- ・県内の測定局でPM2.5の1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想された場合、新潟県が注意喚起を実施します。

#### ■ 微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の推移（調査機関：新潟県）



1地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。またPM2.5に係る注意喚起の実施はありませんでした。

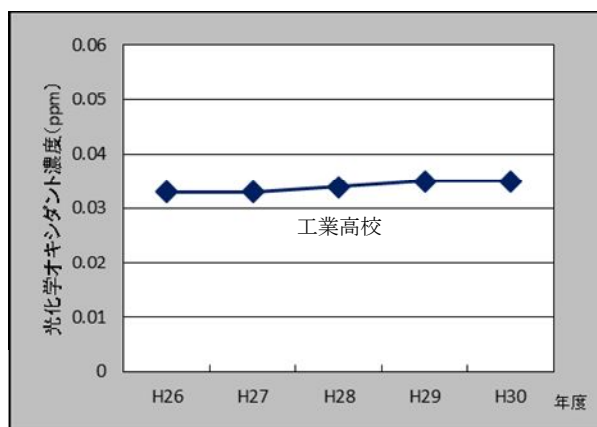
#### 環境基準

- 1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
- かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

#### ⑤光化学オキシダント

- ・光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光の照射を受けて、二次的に生成されるものです。
- ・光化学スモッグの原因となり、高濃度では人の呼吸器に影響を及ぼします。
- ・国が「大気汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。
- ・濃度が $0.12\text{ppm}$ 以上の状態になると、県は光化学スモッグ注意報を発令します。

#### ■ 光化学オキシダントの年平均値の推移（調査機関：新潟県）



1地点で調査をした結果、1時間値が環境基準を上回った時間帯がありましたが、光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

平成30年度の年平均値は、平年並みの値でした。

#### 環境基準

- 1時間値 $0.06\text{ppm}$ 以下

## 【大気汚染・悪臭に関する苦情】

平成 30 年度の大気汚染・悪臭に関する苦情は、大気汚染が 34 件、悪臭が 12 件でした。特に、住宅街で行われる焼却行為（野焼き）は、大気汚染に関する苦情の中でも 21 件を占めており、洗濯物が汚れる、悪臭で気分が悪い等の訴えが多く、近隣の住人が迷惑を被るケースが増えています。市では、野焼きパトロールを行い、市内を巡回、指導しています。

### 施策① 大気汚染物質の発生抑制の推進

#### （１）市の廃棄物処理施設における有害化学物質等対策

市では、ダイオキシン類等の大気汚染物質の発生をできるだけ抑えるため、ごみの減量やプラスチック類の分別の徹底等を啓発するとともに、県と連携し、環境中のダイオキシン類等の実態について継続して調査しています。

各クリーンセンターの排ガスの調査結果は、国の排出基準値を大きく下回りました。

平成 30 年度 ごみ焼却施設の排ガスの検査結果

項 目	単 位	寿ごみ焼却施設（測定日） （1号炉：平成30年7月19日、 2号炉：平成30年7月20日）		鳥越ごみ焼却施設（測定日） （A系炉：平成30年6月8日、 B系炉：平成30年6月7日）		※排出基準
		1号炉	2号炉	A炉	B炉	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0037	0.0030	0.81	0.26	寿ごみ焼却施設 5以下 鳥越ごみ焼却施設 1以下

※ ダイオキシン類は異性体と呼ばれる種類ごとに毒性が異なるため、最も毒性が強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値である TEQ（毒性等量）で表示しています。

ダイオキシン類は200以上の種類があり、このうち現在まで毒性が認められているのは29種類です。

※ 各焼却施設の排出基準値が異なるのは、施設の設置年が相違するためで、鳥越ごみ焼却施設については、平成14年12月1日から「1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下」が適用されています。

#### （２）アスベスト対策

##### ア 県と連携した飛散防止対策

市では、市有施設のアスベスト使用状況調査を実施し、使用が確認された施設の飛散防止対策を行うなど、適切な処置を施しており、人への影響はありませんでした。

また、県によると長岡市内でアスベストに係る大気汚染防止法等に基づく届出は平成30年度29件あり、いずれも適切な処置を施しており、人への影響はありませんでした。

## ■ 市有施設におけるアスベスト使用状況

### ・アスベスト使用状況

	使用が確認された施設	使用が確認されなかった施設	使用が未確定又は調査未実施の施設
吹き付けアスベスト等	59	1,219	0
アスベスト含有保温材等	9	1,013	256

※ 平成17年度以前に建築された施設（1,278施設）を対象

### ・アスベストを使用している施設の対応状況

	飛散防止対策が措置されている施設 ※1	ばく露のおそれなく、飛散防止対策を実施しない施設 ※2
吹き付けアスベスト等	54	5
アスベスト含有保温材等	6	3

※1 飛散防止対策で、除去、薬品で固化する封じ込め、天井を覆う囲い込みなどが施されている状況のこと

※2 アスベスト含有建材の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散による被害のおそれがないため、飛散防止対策の必要がないもの

## イ 一定規模以上の民間建築物のアスベスト除去等改修工事に対する助成

国や県と連携を図りながら、1,000 m<sup>2</sup>以上の比較的規模の大きい、多数の人が使用する建築物を対象に助成制度を設け、優先的にアスベストの除去等の飛散防止対策を推進しています。

## (3) 移動に伴う大気汚染物質の排出抑制

### ア 低公害車の普及促進

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ウ 圧縮天然ガス自動車の普及促進を参照(6ページ)

### イ エコドライブの普及促進

アイドリングストップ実施の促進

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－イ アイドリングストップ実施の促進を参照(5ページ)

### ウ 公共交通機関の利便性の向上・安全快適な移動環境の整備

#### (ア) 幹線道路網の整備の推進

左岸バイパスの開通区間を長岡北スマートIC、長岡南越路スマートICへ向けて南北に延伸する事業を進めています。また、県に対し長岡東西道路の国道17号接続に向けた整備推進の働きかけを行うなど、これらの幹線道路網の構築を進めています。

#### (イ) TDM（交通需要管理）施策の推進

TDM（交通需要管理）施策について広く市民から理解を得るため、PR活動を進めています。

(ウ) ノーマイカーデーの実施

第1節―施策の方向1―施策①―(3)―ア ノーマイカーデーの実施を参照(5 ページ)

(エ) バス運行の利便性向上に対する支援

市では、地域住民の生活に必要なバス路線について、バス事業者等に支援を行いながら、生活交通を確保しています。平成 30 年度は、80 系統について支援を行い、バス運行の利便性向上を図りました。

(オ) バス待合所の整備の促進

平成 9 年施行の「長岡市バス待合所設置事業補助金交付要綱」に基づき、バス待合所を設置する町内会に対し、補助金を交付しており、平成 30 年度は 2 箇所（才津原、桂バス停）に補助しました。

(カ) パーク&ライドの推進

市では、マイカーから公共交通への乗り換えの利便性を向上させるため、パーク&ライドを推進しています。

(キ) 交通バリアフリーの推進

市では、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行う長岡駅及び乗合バスのバリアフリー化整備事業に対し、補助金を交付しています。平成 30 年度は公共交通事業者からの補助金申請がなかったため、補助金の交付はありませんでした。



長岡駅新幹線改札内多機能トイレ

(ク) バリアフリー歩行者空間ネットワークの整備

すべての人が安心・安全に通行できるよう、段差がなく幅の広い歩道を、国や県と連携しながら整備しています。

(ケ) 既存道路における歩道、自転車通行帯の整備

市内の主要道路は比較的広い歩道が整備されていますが、通学路に指定されていても歩道のない道路や歩道と車道の分離が必要な道路等、歩道の整備が必要な道路も数多く残されています。このような箇所については、計画的に整備を図っており、平成 30 年度は 1,684.7m を整備しました。

今後は、安全で快適な自転車利用環境の確保を図るため、市民へのアンケートや交通量調査を基に自転車ネットワーク計画を策定し、自転車通行帯等の整備を行います。



(コ) 自転車駐車場の整備

公共交通や自転車の利用促進、歩行者の通行の妨げになる放置自転車を減少させるため、交通結節点である長岡駅大手口駅前広場及び大手口北に地下自転車駐車場を整備しました。

(4) 光化学スモッグ対策

県の大気観測データを有効活用し、県が光化学スモッグ注意報等を発令する際には、関係機関と連携し、迅速かつ的確に市民、事業者にも周知します。

なお、平成 30 年度の光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

(5) フロン類の適切な管理・処分

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、平成 13 年以降、家電リサイクル法、フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法が施行されました。

平成 27 年度にはフロン回収・破壊法が改正され、フロン排出抑制法が全面施行されました。これにより、フロン類を冷媒とする業務用機器の管理者に対し定期点検等が義務付けられました。

市では、フロン類の適正処理について、県等からの情報の周知に努めています。

## 施策② 悪臭の発生抑制の推進

---

(1) 工場・事業場等からの悪臭の発生防止

ア 工場等の悪臭発生源対策の推進

悪臭を生ずるおそれのある工場・事業場に対して、作業時には気象条件等を考慮して行うよう指導しています。

イ 畜舎、堆肥場の悪臭対策の推進

畜舎の悪臭対策としては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜ふん尿の適正処理推進のための指導や情報提供を行っています。また、堆肥の切り返し作業においては、風向きに十分注意するよう指導しています。

(2) 野焼きの防止

ア 野焼き禁止の周知

廃棄物処理法に定める基準に従わない廃棄物の焼却（野焼き）は禁止されています。市では、市政だよりなどで野焼き禁止の周知を行ったほか、通報があった場合には現地確認を行い、必要に応じて指導を行いました。

また、野焼き禁止を指導する野焼きパトロールを実施し、平成 30 年度は計 27 件について指導しました。

## イ 稲わら焼却禁止の周知

稲わらの焼却対策として、稲わらを全量すき込みするよう推進し、啓発チラシ、市政だよりへの掲載などによる周知活動を行っています。

もみ殻の焼却は、臭気や体調不良の大きな原因となることから、市政だよりや地域の回覧などで適切な処理について周知を行っています。

また、未利用稲わらやもみ殻を再資源化することにより、焼却行為を抑制し有効利用を推進しています。もみ殻は畜産農場等における堆肥化の副資材として利活用が図られています。



河川等の水質を保全するため、生活排水等の対策や河川の水質浄化対策、水質監視体制の充実に関する施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目値	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 39 年度)	達成 状況
汚水処理人口普及率	97.2%	97.6%	100%	△
河川における 環境基準等達成率(BOD)	93.3%	100%	100%	○



施策① 生活排水・事業場排水対策の推進

(1) 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道、農業集落排水施設等の整備を進め、平成 30 年度末で汚水処理人口普及率(行政人口に対する汚水処理施設普及人口)が 97.6%に達しました。また、水洗化を促進するため、水洗化資金の融資制度を継続するほか、水洗化への指導、啓発活動を行っています。

30 年度に実施した公共下水道等整備事業は次のとおりです。

- ・公共下水道  
管路延長 17.6 km
- ・合併処理浄化槽  
個人設置型として 30 基に補助金を交付、市町村設置型として 1 基を整備  
※市内合併処理浄化槽設置数 2,689 基

公共下水道による排水処理面積

全体計画面積	8,986.8ha
平成 30 年度末の処理区域面積	7,314.0ha

農業集落排水施設による排水処理面積

全体計画面積	599 ha
平成 30 年度末の処理区域面積	599 ha

## (2) 工場・事業場における排水対策の推進

市は、河川、湖沼などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、有害物質等を排出するおそれのある工場・事業場について、排水基準を順守するよう指導しています。

水質汚濁防止法に定める特定施設を持ち、公共用水域に処理水等を排出する特定事業場に対して、市は立入検査を実施しています。平成 30 年度は、59 件の特定事業場に対して立入検査を行いました。

下水道の処理区域内において下水道に下水を排出する事業場に対しても、市が下水道法に基づき立入検査等を行っています。平成 30 年度は、34 件の特定事業場に対して立入検査を行いました。

## 施策② 河川の水質浄化対策の推進

---

### (1) 用悪水路の改修整備

普通河川及び集落周辺の用悪水路の水質は、公共下水道の普及に伴い徐々に良くなっていますが、未だ、家庭雑排水による悪臭や汚水の停滞があり、これを解消するため、河川水路の改修整備を進めています。

### (2) 河川水量確保対策の推進

#### ア 森林の保全・整備

第2節－施策の方向3－施策①－(2)－エ 森林の保全・整備を参照(14 ページ)

#### イ 透水性舗装の推進

第3節－施策の方向7－施策②－(3)－イ 透水性舗装の推進を参照(36 ページ)

## 施策③ 水質監視体制の充実

---

### (1) 水質監視体制の充実

#### ア 公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質監視体制の充実・強化

・河川等公共用水域への油類の流出などの異常水質事案に対して、河川流域の関連団体と連携し、迅速に対応しています。

・水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水質について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準を定めたもので、次の2つの項目があります。

◆人の健康の保護に関するもの（健康項目）

◆生活環境の保全に関するもの（生活環境項目）

・生活環境の保全に関する項目については、河川ごとにその利用目的等に応じた類型が指定されています。

※市内を流れる河川では、信濃川、魚野川、猿橋川上流及び浜海川がA類型、猿橋川下流、黒川、刈谷田川、新島崎川及び郷本川がB類型、島崎川がC類型に指定されています。

・平成 30 年度は、市内 26 河川（35 地点）において水質調査を行いました。  
健康項目については、すべての地点で環境基準を達成しています。

生活環境項目のうち、水質汚濁の代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)については、すべての地点で、が環境基準を下回っていました。

公共用水域及び地下水の水質調査結果については、下記ホームページに掲載しています。

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate11/suishitu/examination-water.html>

■ 主な河川の水質調査結果(調査機関：長岡市) (mg/L)

河川名 (調査地点)	類型	環境基準	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
渋海川(飯塚橋)	A	2以下	1.6	0.8	1.2	1.7	0.6	0.8	0.6	1.0	1.1	0.6
黒川(星殿橋)	B	3以下	1.9	0.8	1.9	1.7	1.0	1.0	0.8	1.1	1.0	0.9
猿橋川(宮村橋)	B	3以下	1.7	1.1	2.0	1.8	1.6	1.3	0.9	1.7	0.9	1.3
島崎川(宿屋橋)	C	5以下	2.0	1.4	2.5	3.5	1.1	1.4	1.5	1.6	1.6	1.5

イ 市民が親しむ身近な水環境の調査

海水浴に供される公共用水域の水質等の現状を把握するため、市内4ヶ所の海水浴場について、水質調査を実施しています。

平成30年度の水浴場開設前調査では、概ね良好な水質状態でした。

■ 海水浴場の水質調査結果(水浴場開設前調査)

項目 水浴場名	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の有無	COD (化学的酸素 要求量) (mg/L)	透明度 (m)	判定※
野積海水浴場	4	認められない	2.0	1以上	水質A
寺泊中央海水浴場	14	認められない	2.6	1以上	水質B
金山海水浴場	2未満	認められない	1.8	1以上	水質AA
郷本海水浴場	2未満	認められない	1.7	1以上	水質AA
基準(水質AA)	2未満	認められない	2以下	1以上	
(水質A)	100以下	認められない	2以下	1以上	
(水質B)	400以下	常時認められない	5以下	1未満～ 0.5以上	
(水質C)	1,000以下	常時認められない	8以下	1未満～ 0.5以上	

調査期間：平成30年4月24日～5月11日

※ 水質が「AA」及び「A」は水浴に適した水質であり、「B」及び「C」は水浴が可能な水質



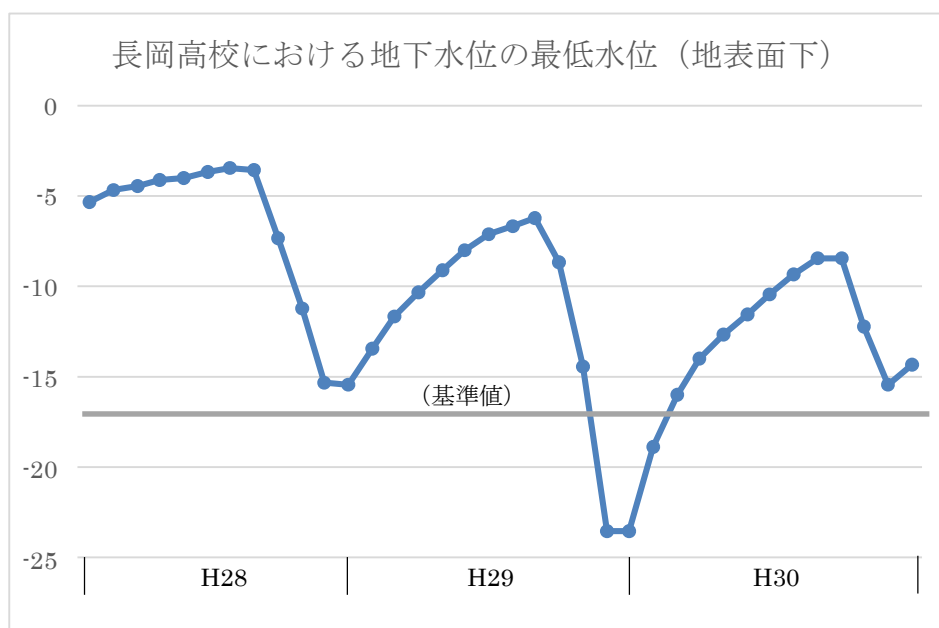
土壌環境を保全するため、土壌汚染、地下水質の把握及び地下水保全に関する施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成28年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (平成39年度)	達成 状況
長岡高校地下水位観測井 における地下水の最低水位 (地表面下)	17m	16.47m	維持する	○

【評価指標の達成状況の推移】



施策① 土壌・地下水汚染状況の把握

(1) 土壌汚染の状況把握及び適正管理

- ・土壌汚染の有無を判断する基準として、また、汚染土壌に係る改善対策を講ずる際の目標となる基準として、「土壌の汚染に係る環境基準」が定められています。
- ・土壌汚染対策法では、有害物質を使用していた工場及び工場跡地や一定規模以上の工事を行う予定で土壌汚染のおそれがある土地などにおいて、一定の要件に該当する場合には、土地の所有者が汚染状況を調査する必要があります。

調査の実施により、汚染の状況が法律で定める基準を超えていたことが判明した場合、市はその土地を、健康被害が生ずるおそれがある場合は「要措置区域」、健康被害が生ずるおそれがない場合は「形質変更時要届出区域」に指定し、告示します。

市はいずれの区域に指定した場合も、汚染の範囲・状況等を記載した区域台帳を作成し、その台帳を閲覧等の方法により公開しています。長岡市内には平成30年度末現在で「形質変更時要届出区域」が6か所あります。

## (2) 地下水質の監視体制の充実

全市的な地下水の水質状況を把握するために、事業場の周辺など、市内 19 地点で調査を行いました。その結果、2 地点で、砒素が環境基準（※）を超過していました。このため、井戸所有者に対し、引き続き、地下水の飲用を中止するよう周知等を行いました。

（※）中野中及び雨池町で砒素が環境基準を超過

## 施策② 地下水保全対策の推進

### (1) 地下水の適正利用

#### ア 流雪溝の整備事業

下水道の雨水専用施設を投雪口として利用しており、その設置箇所数は、448 か所です。また、流雪溝は約 38.1 km、流水道路は 8.1 km 整備されています。

#### イ 地下水保全条例に基づく節水ルールの周知

市では、昭和 61 年に「長岡市地下水保全条例」を制定し、地下水の適正利用の推進に努めています。長岡、中之島、越路、三島、与板地域に深さ 20m 以上でポンプの吐出口の断面積が 4 cm<sup>2</sup>以上の井戸を設置する場合には、届出が必要です。その際に、節水型自動降雪検知器の設置や揚水機の実力の適正化などを指導しています。

深さ 20m 以上の井戸設置本数（平成 30 年度末現在、長岡地域のみ）
--------------------------------------

22,526 本 うち消雪用 21,261 本 (94.4%)
---------------------------------

地下水の更なる節水のため平成 16 年 3 月に条例の一部を改正し、新たに消雪パイプの散水量の基準などを決めました。

平成 26 年 9 月には、「長岡市地下水保全条例」を改正し、平成 27 年 4 月から消雪面積が 150 m<sup>2</sup>以上の消雪パイプ設置者に対して節水型降雪検知器の設置を義務付けました。

#### 長岡市地下水保全条例の概要（適用地域：長岡、中之島、越路、三島、与板地域）

対象者	内容	説明	
すべての対象者 (消雪用)	散水量の基準又は散水飛距離※1	道路	1 m <sup>2</sup> 当たりおおむね 0.3 (ℓ/分) 以下 (散水飛距離が、おおむね 20 cm 以下)
		駐車場等	1 m <sup>2</sup> 当たりおおむね 0.4 (ℓ/分) 以下 (散水飛距離が、おおむね 25 cm 以下)
消雪面積が 150 m <sup>2</sup> 以上の利用者	節水型降雪検知器	設置が必要	
	節水型降雪検知器の基準	残雪処理時間は、おおむね 5 分以下※2	
		雪温センサーは、おおむね 0.5℃ 以下※3	
	水量調節弁	設置が必要※4	
ポンプの吐出口径 100 mm 以上の利用者	水量測定器	設置が必要※5	
		管理責任者の選任及び地下水の揚水量の報告が必要※6	

※1 散水量の把握が困難なときは、散水飛距離を代わりにの基準とする。

※2 雪が降り止んでから、消雪パイプを停止するまでの時間のこと

※3 雪の温度を感知するセンサーの設定のこと。設定した値よりも雪の温度が低いとき消雪パイプが稼働。

- ※4 町内会・道路消雪組合は改修時に設置すること。
- ※5 町内会・道路消雪組合は対象外。
- ※6 町内会・道路消雪組合は対象外。

## ウ 節水パトロールの強化

市では「長岡市地下水保全条例」に基づき、地下水の節水ルールを定めています。地下水を利用している方に節水ルールを周知するとともに、節水に努めていただくため、冬期間にパトロール隊を編成し、市内を巡回、指導しています。

平成30年度は、28日間パトロールを実施し、計1,800か所で地下水を節水するよう指導しました。



節水パトロール

## エ 地下水節水型消雪制御システムの導入

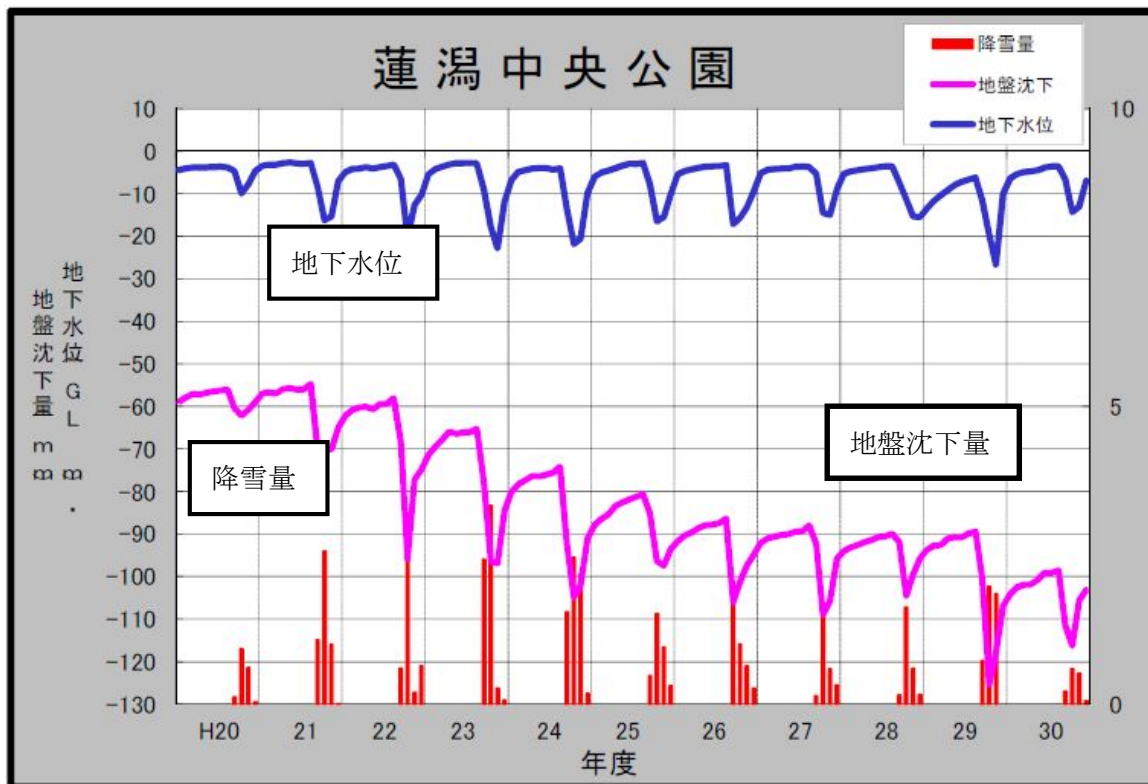
市では、地下水の適正利用のため、消雪施設の新設、更新時には、節水型の消雪制御システムを採用しています。また、既存消雪施設について、従来型の自動降雪検知器を節水型に切り替える工事も毎年実施しています。

### (2) 地下水位等の監視体制の充実

冬期間の消雪用地下水の汲み上げに伴い、地下水位の大幅な低下などが懸念されていることから、17か所で常時地下水位を観測するとともに、6か所で地盤沈下量も併せて観測しています。

平成30年度は、例年と比較して少雪傾向であったため、大幅な地下水位の低下は見られませんでした。なお、地盤沈下は概ね沈静化していますが、わずかながら累積傾向にあります。





(注)・地盤沈下量は、観測開始 (H2. 12) からの累計値を示す。  
 ・地下水位は、月の平均値を示す。

### (3) 地下水のかん養の取組

#### ア 森林の保全・整備

第2節－施策の方向 2－施策①－(2)－エ 森林の保全・整備を参照(14 ページ)

#### イ 透水性舗装の推進

雨水の地下へのかん養を図り、ヒートアイランド現象を緩和させるため、歩道等の透水性舗装(※)を実施しています。平成30年度は旧長岡地域において堀金2丁目ほか8か所で、延長1,165mにわたって透水性舗装を行いました。

※ 透水性舗装・・・舗装体を通し雨水を直接路床へ浸透させ、地中に還元させる機能を持つ舗装。

平成30年度末における透水性舗装の整備延長(市道分) 41,808m

## 施策の方向 8 静けさの保持

関連する  
SDG s の目標



工場・事業場からの騒音・振動や日常生活等から生ずる近隣騒音（※）、交通による騒音の抑制に関する施策を進めます。

### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 39 年度)	達成 状況
一般環境騒音の環境基準 超過地点数	2 地点	2 地点	0 地点	□
高速自動車道騒音の 環境基準超過地点数	0 地点	0 地点	0 地点	○
騒音に関する 公害苦情処理件数	18 件	13 件	減少させる	○

※ 近隣騒音：一般に、騒音のうち工場・事業場、建設作業、自動車・航空機・鉄道等からの騒音以外の飲食店等の深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等を指す。

### 施策① 工場等の騒音・振動対策

#### (1) 工場等の騒音・振動の未然防止対策の推進

##### ア 騒音・振動規制法に基づく特定施設の届出の徹底

工場・事業場における騒音・振動から周辺住民の生活環境を守るため、騒音規制法や振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例では規制基準が定められています。また、同法及び同条例に基づく指定地域内で、特定施設の設置を行おうとする場合は、規制基準を遵守するとともに、事前の届出が必要です。

騒音に関する苦情の主な原因は、設備機械の稼働音及び場内作業音などによるものです。このため、工場・事業場への立入検査を行い、事業者に対して規制基準を遵守するよう指導しています。

#### 平成 30 年度 騒音・振動に係る特定施設及び特定建設作業の届出状況

	特定施設	騒音規制法		振動規制法		県生活環境保全条例	
		74 工場	248 施設	79 工場	304 施設	121 工場	522 施設
特定 施設	金属加工機械	74 工場	248 施設	79 工場	304 施設	121 工場	522 施設
	圧縮機等	253	1,444	178	581	258	997
	木材加工機械	67	150	2	3	112	261
	印刷機械	44	158	19	57	-	-
	鋳造型機	6	2	2	6	-	-
	ポンプ	-	-	-	-	188	1,694
	その他	199	3,225	9	49	496	5,119
	計	643	5,227	289	1,000	1,175	8,593
特定 建設 作業		くい打ち機を使用する作業		さく岩機を使用する作業		ブレイカーを使用する作業	
	騒音規制法	1		23		-	6
	振動規制法	1		-		11	0

※ 県条例に基づく特定施設の届出は騒音・振動の合計

## イ 騒音・振動規制法に基づく特定建設作業の届出の徹底

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生させるものについては、騒音規制法及び振動規制法に基づき、規制基準などが定められているほか、同法に基づく指定地域内で当該作業を行おうとする場合は、事前の届出が必要となります。

市は、特定建設作業に係る規制基準、届出内容について、ホームページに掲載するほか、窓口にリーフレットを設置し、事業者に周知を図りました。

## ウ 深夜営業における騒音規制に関する県条例の周知

カラオケ等の深夜に及ぶ騒音は日常生活に与える影響が大きいことから、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」で午後 10 時から午前 6 時までの深夜営業に対し騒音に関する規制基準を設けており、周知を図りました。

## (2) 工場立地時の公害防止・環境保全協定の締結

事業活動に伴い生じる騒音等の公害を防止し、周辺住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、市街化調整区域や工業専用地域等に所在する工業団地に進出する工場・事業所との間に、公害防止に関する協定等を締結しています。

平成 30 年度は 4 事業所との間に公害防止に関する協定等を締結しました。

## 施策② 近隣騒音対策

---

### 日常生活における近隣騒音対策

近隣騒音は、エアコンの作動音や楽器の演奏などの日常生活に密着した騒音であり、主に住居地域で発生しています。これらの騒音は、騒音規制法等の対象外であるため、規制することができません。市では近隣騒音の未然防止のため、環境配慮指針を作成し、周知を図りました。

## 施策③ 交通騒音対策

---

### (1) 自動車走行に伴う騒音の発生抑制・対策

#### ア 高速自動車道

高速自動車道沿線地域において、環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」の達成状況を把握し、騒音対策に役立てるため、騒音調査を実施しています。

平成 30 年度は、9 地点（長岡地域 4、中之島地域 3、越路地域 2）で測定を実施しました。その結果、全地点で環境基準に適合していました。

しかしながら、沿線住民から防音対策に係る要望が寄せられていることから、新潟県を通じて、道路管理者に対して遮音壁の設置や、高規格舗装等について、要望しました。

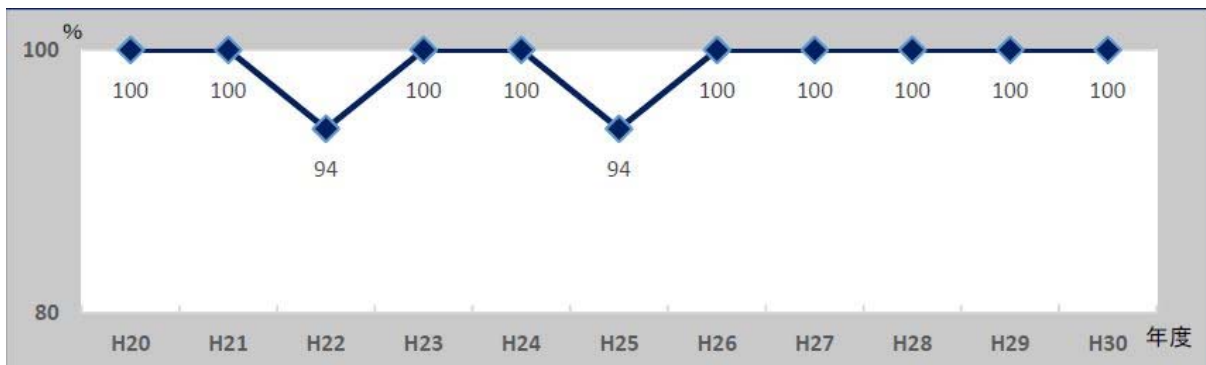
### 平成 30 年度 高速自動車道騒音測定結果

No.	調査地点	道路への距離(m)	遮音壁の長さ(m)	騒音レベル(デシベル)				環境基準の地域類型
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	
1	新開町	25	212	51	65	51	60	B類型相当
2	雁島町	94	163	56	65	58	60	(市街化調整区域のため、 類型指定は されていない)
3	南新保町	100	182	55	65	52	60	
4	宮本町1丁目	110	無	58	65	55	60	
5	灰島新田	70	520	57	65	52	60	
6	杉之森	76	320	58	65	53	60	
7	中之島	39	無	62	65	58	60	C類型
8	神谷	20	150	57	70	53	65	幹線道路近接空間
9	来迎寺	50	350	50	65	48	60	B類型

※ 環境基準においては、概ね都市計画法における用途地域を基に地域類型を定めている。

※ 昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～午前6時をいう。

### 高速自動車道騒音の経年推移（環境基準適合率）



#### イ 一般国道等

生活環境を保全し、人の健康の保護に資するために、環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」の達成状況について、毎年環境騒音調査を行っています。

この調査は、概ね都市計画法における用途地域を基に定めた地域類型別に騒音の状況を経年的に捉え、騒音対策の基礎資料を得ようとするものです。

平成30年度は2地点（いずれも長岡地域）で環境基準を超過していましたが、騒音規制法に基づく要請限度<sup>(注1)</sup>の超過には至りませんでした。

平成 30 年度 環境騒音測定結果

(デシベル)

地域	地域類型	調査地点	騒音レベル・環境基準				用途地域	車線数
			昼間	基準値	夜間	基準値		
道路に面する地域	A	下柳1丁目	68	70	63	65	第2種低層住専	2(幹線道路)
		高畑町	69	70	67※	65	調整(A相当)	4(幹線道路)
	B	関原町1丁目	74※	70	68※	65	第2住居	4(幹線道路)
		栃尾原町1丁目	66	70	54	65	第1住居	2(幹線道路)
	C	宮内町	66	70	59	65	近隣商業	4(幹線道路)
		新栄町3丁目	58	65	47	60	準工業	2
一般地域	A	学校町1丁目	45	55	40	45	第1中高住専	—
		谷内2丁目	50	55	43	45	第1中高住専	—
	B	大島本町3丁目	45	55	40	45	第1住居	—
		幸町2丁目	46	55	40	45	第1住居	—
		金町2丁目	54	55	44	45	第1住居	—
	C	新産2丁目	51	60	49	50	準工業	—
栃尾本町		54	60	45	50	商業	—	

(注) 1 要請限度とは、道路周辺の生活環境を守るため、騒音規制法に基づいて市長が県公安委員会または道路管理者に措置を要請する限度をいう。

2 昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～午前6時をいう。

3 「※」は、環境基準超過、(幹線道路)は、幹線道路に近接する空間をいう。

また、平成19年度から、騒音規制法に基づき、自動車騒音の常時監視を行っています。これは、市内の幹線道路(国・県道)に近接する地域において、騒音に係る環境基準の達成状況(戸数)を面的に評価するものです。

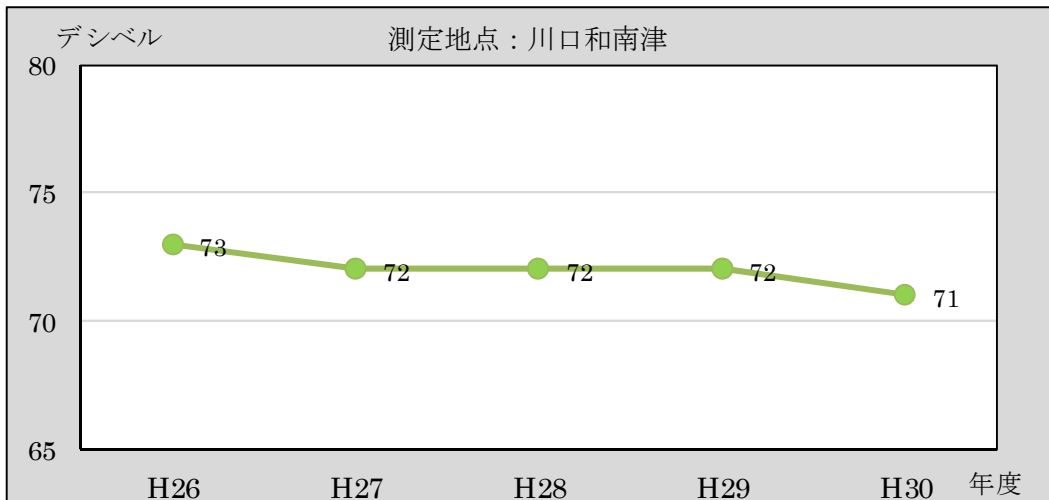
平成30年度は、31区間の138.5km(19路線)の沿線住居等を評価対象として調査を行い、そのうち、環境基準の達成戸数は、3,505戸でした(達成率98.0%)。

平成 30 年度 自動車騒音常時監視結果

	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(戸)				
			住居等戸数	うち昼夜とも基準値以下	うち昼間のみ基準値以下	うち夜間のみ基準値以下	うち昼夜とも基準値超過
全体	138.5	31	3,575	3,505	37	2	31
高速道路	13.5	2	25	25	0	0	0
一般国道	49.4	11	496	877	36	2	31
都道府県道	75.6	18	2,604	2,603	1	0	0

このほか、上越新幹線沿線の指定地域内で、環境基本法に基づく「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の達成状況を把握し、沿線地域の環境保全に役立てるため、県が昭和57年から調査しています。平成30年度は川口地域和南津で測定を行った結果、環境基準(70デシベル)を超過していました。県では、JRに対し効率的かつ速やかな騒音防止対策を実施するよう要望しました。

## 上越新幹線鉄道騒音の経年推移（調査機関：新潟県）



### ウ 沿道地域における土地利用の適正化

新たな開発が予定されている土地の区域では、必要に応じ地区計画を策定し、戸建て住宅の立地を規制するとともに、その立地特性を活かした土地の高度利用を図っています。

### エ 公共交通機関の利便性の向上及び安全快適な移動環境の整備

#### (ア) 幹線道路網の整備の推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(ア)幹線道路網の整備の推進を参照  
(26 ページ)

#### (イ) TDM（交通需要管理）施策の推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(イ)TDM(交通需要管理)施策の推進を参照  
(26 ページ)

#### (ウ) ノーマイカーデーの実施

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ア ノーマイカーデーの実施を参照(5 ページ)

#### (エ) バス運行の利便性向上に対する支援

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(エ)バス運行の利便性向上に対する支援を参照  
(27 ページ)

#### (オ) バス待合所の整備の促進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(オ)バス待合所の整備の促進を参照(27 ページ)

#### (カ) パーク&ライドの推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(カ)パーク&ライドの推進を参照(27 ページ)

#### (キ) 交通バリアフリーの推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(キ)交通バリアフリーの推進を参照(27 ページ)

#### (ク) バリアフリー歩行者空間ネットワークの整備

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(ク)バリアフリー歩行者空間ネットワークの整備を参照(27 ページ)

#### (ケ) 既存道路における歩道、自転車通行帯の整備

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(ケ)既存道路における歩道、自転車通行帯の整備を参照(27 ページ)

(コ) 自転車駐車場の整備

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(コ)自転車駐車場の整備を参照(28 ページ)



有害化学物質による環境リスクを低減するため、分かりやすい情報提供に努めることにより、市民、事業者、行政の情報の共有化を進め、事業活動や日常生活等における有害化学物質の適正な使用・管理を促します。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成28年度)	実績値 (平成30年度)	目標値 (平成39年度)	達成 状況
魚類へい死等の 環境汚染事案の発生件数	1件	0件	0件	○
ダイオキシン類の 環境基準達成率(河川水)	100%	100%	100%	○

施策① 化学物質に係る情報の提供

(1) 化学物質に係る情報提供

市民、事業者が化学物質に対して、より具体的な予防行動を起せるよう、国や県、NPOなどの化学物質の知見等について、分かりやすく情報提供を行っています。

また、農薬の使用が増える6月に、市政だよりを通じて住宅地における農薬使用について周知を行いました。

(2) 化学物質による被害の防止

生物や環境への危険性が疑われている化学物質やこれを含む製品については、可能な限り安全なものに替えていくなど、化学物質による被害の防止を図ります。

また、市有施設における化学物質やこれを含む製品の使用・購入量を把握するため、3年ごとに調査を行っています。

(3) 公園・街路樹等における農薬の適正使用の推進

公園や街路樹などにおける農薬の飛散による健康被害を防止するため、環境省の「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」を活用し、可能な限り被害木の剪定などで対応することとし、やむを得ず農薬を使用する場合でも、最小限の区域に散布するようにしています。

施策② 環境中の化学物質のモニタリング調査


(1) 環境中の化学物質の調査と被害の拡大防止

ア ダイオキシン類の発生抑制

(ア) クリーンセンターからの排ガス

第3節－施策の方向5－施策①－(1)市の廃棄物処理施設における有害化学物質等対策を参照(25ページ)



(イ) 水質 

市の廃棄物最終処分場における放流水及び周辺地下水のダイオキシン類濃度を測定した結果、すべての地点で排出基準（放流水）及び環境基準（地下水）を下回っていました。

■ 廃棄物最終処分場のダイオキシン類排出濃度(水質)

単位：pg-TEQ/L

区 分		排出濃度	基準値	測定日	
柿	新処分場放流水	0	10	平成 30 年 (以下同) 10 月 5 日	
	旧処分場放流水	0.00050			
	周辺地下水	動物保護センター地下水	0.057		1
		斎場地下水	0.056		
		下流 (No.2)	0.070		
		下流 (No.3)	0.057		
鳥 越	放流水	0.000009	10	11 月 15 日	
	周辺地下水	下流 (1号井)	0.066	1	9 月 5 日
		下流 (3号井)	0.064		
栃 尾	※クローズドシステム(密閉型)のため放流水はない				
	周辺地下水	上流	0.065	1	7 月 3 日
		下流	0.056		
小 国	放流水	0.0034	10	10 月 11 日	
	周辺地下水	上流 (No.1)	0.059	1	6 月 7 日
		下流 (No.12)	0.065		
寺 泊	放流水	0.000078	10	10 月 1 日	
	周辺地下水	上流	0.069	1	10 月 1 日
		下流	0.087		10 月 1 日

イ その他の有害化学物質

平成 30 年度に県が実施した大気汚染調査では、有害大気汚染物質として環境基準（年平均値で評価）が定められている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）について、市内 2 地点（長岡工業高校、城岡自排）において測定を行った結果、いずれの物質も環境基準を下回っていました。

## 施策の方向 10 廃棄物の適正処理

関連する  
SDGs の目標



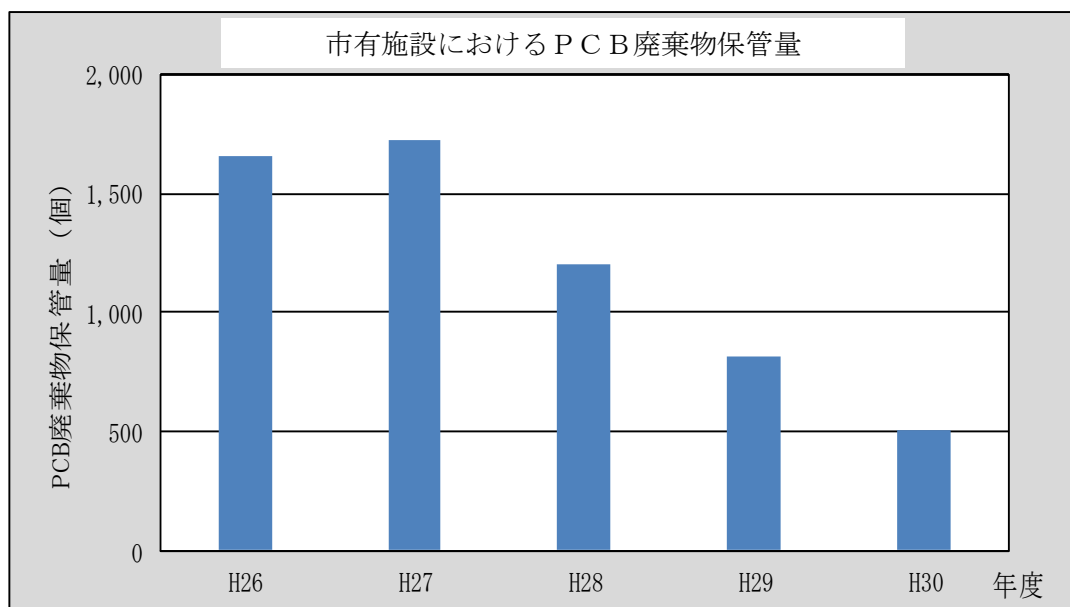
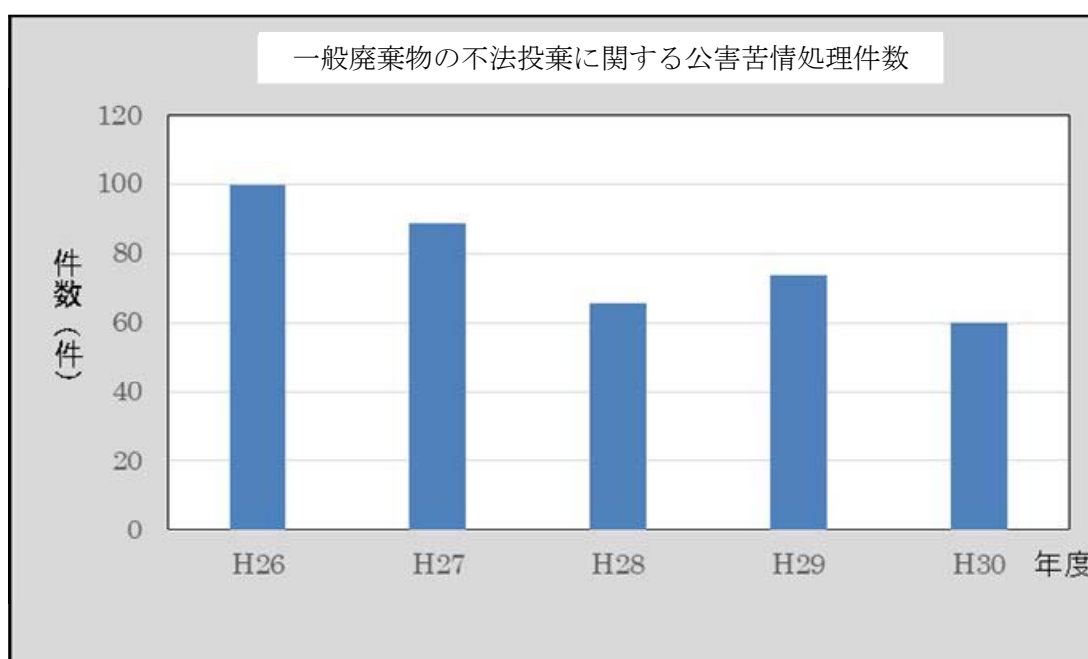
廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物や産業廃棄物の適正な処理に関する施策を進めます。また、ごみの不法投棄の防止や環境美化のための施策を進めます。

### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 39 年度)	達成 状況
一般廃棄物の不法投棄に関する公害苦情処理件数	66 件	60 件	30 件	△
市有施設における PCB 廃棄物保管量	1,203 個	505 個	0 個	△

### 【評価指標の達成状況の推移】



## 施策① 一般廃棄物対策

---

### (1) 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進

#### ア 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく分別収集・処理の推進

第1節－施策の方向2－施策①－(1)長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく一般廃棄物の発生抑制の推進を参照(8 ページ)

#### イ 収集運搬体制の整備

第1節－施策の方向2－施策①－(4)－ア 全市域統一の分別収集体制を参照(9 ページ)

#### ウ 適正処理困難物の処理体制の確立

##### 使用済み乾電池の分別収集

乾電池に含まれる水銀を適正に処理するため、昭和 59 年から回収ボックスによる収集を始め、平成 20 年 4 月からはごみステーション収集を実施しています。

平成 30 年度の回収量は 60.00 t で、これまでの累計は約 975 t にも及びます。なお、現在販売されている乾電池には、水銀は含まれていません。

### (2) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理及び新たな処理施設の整備

#### 新最終処分場の建設

市内 4 ヲ所にある最終処分場の残余年数は、平成28年度末時点で5年程度の見込みのため、柿町にある現最終処分場の隣に新たな処分場を整備しています。この新処分場は、埋立地を屋根で覆う被覆型とし、さらに浸出水処理水を下水道に放流することで、地元の安全・安心を確保したクロズド型の施設です。令和 3 年 4 月の供用開始を目指し整備しています。

## 施策② 産業廃棄物対策

---

### (1) 産業廃棄物処理施設の適正管理

#### ア 最終処分場の監視

市内及び近隣にある大規模な産業廃棄物の最終処分場(3か所)について、公害防止等に関する協定を締結し、法令よりも厳しい基準を設けて監視を行うとともに、廃棄物の適正な受入れについても監視を行っています。

#### イ 長岡市産業廃棄物適正処理推進連絡会議の開催

産業廃棄物処理業者、地元住民及び関係行政機関で構成する「長岡市産業廃棄物適正処理推進連絡会議」を開催し、廃棄物処理の状況や河川の水質状況などの情報交換を行っています。

## (2) PCB廃棄物の適正処理

PCB（ポリ塩化ビフェニル化合物）は電気機器の絶縁油などに利用されてきましたが、毒性を有し、現在では製造・輸入が禁止されています。市では、市有施設で使用していたPCB含有蛍光灯安定器等の取り替えを行い、現在、PCB廃棄物 505 個を厳重に保管しています。

平成 30 年度は保管していた 330 個を、法律に基づき、国が指定する処理業者に無害化処理を委託しました。

## (3) アスベスト廃棄物の適正処理

### ア 県と連携した飛散防止対策

第3節－施策の方向5－施策①－(2)－ア 県と連携した飛散防止対策を参照(25 ページ)

### イ 一定規模以上の民間建築物のアスベスト除去等改修工事に対する助成

第3節－施策の方向5－施策①－(2)－イ 一定規模以上の民間建築物のアスベスト除去等改修工事に対する助成を参照(26 ページ)

### ウ 県と連携したアスベスト廃棄物の適正処理の推進

大気汚染防止法に基づき建築物等の解体等の作業を行う場合は、当該建築物等にアスベストが使用されているかどうかの事前調査を実施し、解体などの作業時には飛散防止対策をとるよう、県と連携しながら周知しています。

## 施策③ ごみの不法投棄の防止と環境美化対策

---

### (1) クリーン作戦の推進

#### ア クリーン作戦の実施

長岡地域では、昭和 60 年から春と秋の年 2 回、町内会や商店街組合及び公共施設管理者等の協力のもと、クリーン作戦を実施しています。公園や道路側溝などを清掃し、まちの美化を図るもので、平成 30 年度は町内会の 57.3%が実施し、この活動により 346 t のごみや泥を除去しました。

また、長岡地域以外でも合併以前から各地域の実情に合わせて様々なクリーン作戦を実施しています。

#### イ 資源回収団体の支援

第1節－施策の方向2－施策①－(6)－ア 集団資源回収の推奨、資源回収団体への支援、資源回収業者の育成を参照(11 ページ)

## (2) 地域の美化及び不法投棄の監視

### ア 不法投棄防止パトロールの強化

不法投棄を許さない地域環境づくりを進めるため、町内会などの協力を得ながら、啓発看

板の設置や投棄物の撤去作業などを実施しました（平成 30 年度長岡市全体の撤去量：不燃物 3,690 kg、可燃物 195 kg）。

また、平成 23 年度より民間警備会社に委託して、市内 30 箇所を昼夜不定期に巡回しています。

このほか、長岡地域では、平成 16 年 10 月に施行した「長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例」にある環境美化重点地区制度として設けた「成願寺町・栖吉町環境美化重点地区連絡会議」で、地元町内会、新潟県、長岡警察署及び市が協働で夜間パトロール等の防止活動や撤去作業を実施しました。

平成 29 年 7 月に長岡市と日本郵便株式会社との間で「長岡市と市内郵便局の協力に関する協定」を締結しました。本協定に基づき、平成 30 年 12 月 20 日から長岡市内の郵便局で保有する二輪車（254 台）及び四輪車（188 台）に「不法投棄監視協力車」のシールを貼り、不法投棄発見時に市への連絡を行うなど、郵便局と連携した不法投棄発生抑止に取り組んでいます。

#### イ 環境美化推進員活動の推進

平成 16 年 10 月に施行した「長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例」に基づき、約 1,700 名の環境美化推進員の方から、ごみのポイ捨て防止や町内巡視など美しいまちをつくるための活動をしていただいています。

#### ウ 意識啓発の推進

市政だより、ごみ情報誌による広報や町内会などでの研修会などにより、市民の環境美化に対する意識啓発を図っています。

#### エ ごみステーションの改善

清潔で快適なまちづくりのため、町内会などで設置などのごみステーションに対して助成しています。平成 30 年度は設置 375 件、修繕 44 件の申請に対し、10,706 千円助成しました。

平成 30 年度ごみステーション等整備事業補助金交付実績

折りたたみ式ごみ収納枠	補助個数	669 個
その他（ごみ収納施設）	補助個数	125 個

#### オ 放置自動車の発生防止

平成 19 年 4 月に「長岡市放置自動車の発生の防止及び処理に関する条例」を制定し、市の管理する施設や土地に放置された自動車の処理を行っているほか、個人の土地に放置された自動車に対しても、運輸局等へ所有者を照会するなどの支援を行っています。

#### (3) 空き地の適正管理

「長岡市空き地管理の適正化に関する要綱」に基づき、雑草等が繁茂したまま放置されている土地の管理者に対し、適正に管理するよう指導しています。

## 第4節 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち

### 施策の方向 11 快適で魅力的なまちの創造

関連する  
SDGs の目標



快適で魅力的なまちをつくるため、市街地の緑化や水辺空間の整備に関する施策を進めます。また、良好な景観を保全するための施策を進めます。

#### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 39 年度)	達成 状況
都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積	24.3 m <sup>2</sup> /人	24.3 m <sup>2</sup> /人 (平成 29 年度)	維持する	○
都市公園面積	585.21ha	593.70ha	維持する	○

#### 施策① 都市緑化の推進

##### (1) 緑の保全と緑化の推進

##### ア 吸収源対策としての都市緑化

森林の保全・整備が温室効果ガスの吸収源対策に寄与することから、都市内に緑の空間を創出するため、長岡ニュータウン運動公園の一部などの整備を行いました。

##### イ 緑化重点地区・公園、緑地の整備

市内の公園（都市公園、児童遊園）は平成 30 年度末現在で 405 か所あり、その面積は 599.88ha です。

主な都市公園としては、悠久山公園（面積 37.31 ha）、信濃川河川公園（26.89 ha）、長岡ニュータウン公園（16.60ha）、国営越後丘陵公園（298.40ha）などがあります。

平成 30 年度は、長岡ニュータウン運動公園の一部を整備しました。

##### 都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積（平成 29 年度末現在）

区 分	面 積 (m <sup>2</sup> )
長 岡 市	24.3
新 潟 県	17.4
国	12.1

##### ウ 道路緑化事業の推進

沿道環境の改善と魅力的な道路景観の形成を図るため、市道において街路樹を整備しました。なお、街路樹の整備は、歩道幅員の広い都市計画道路を中心に行っており、ハナミズキやナナカマドなどを植樹しています。

平成 30 年度末現在の街路樹植樹本数（市道） 11,658 本

## (2) 市民の緑化活動の推進

### ア 花いっぱいフェア、植栽イベントの開催

まちの緑化に対する意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、平成5年から市民の花のプランターづくり、グリーンマーケット、花いっぱい活動の紹介、花の名前当てクイズなどを行う「花いっぱいフェア」を開催しています。平成30年度は、長岡市緑花センター「花テラス」がある「長岡市民防災公園」に会場を設け、「長岡市花いっぱいフェア2018」を開催し、花と緑に関する様々なイベントを実施し、多くの来場者で賑わいました（来場者約41,000人）。

### イ 市民緑地の整備・市民参加による公園づくりの推進

長岡市民防災公園内の長岡市緑花センター「花テラス」では、育苗温室や園芸に関する情報コーナーを備えており、花と緑に関する様々なイベントを展開しています。

また、花いっぱい運動として、「花いっぱいコンクール」の開催、長岡駅前市民プランターづくり、町内会などへの花苗配布事業などを行いました。

## 施策② 水辺空間の整備

---

### (1) 自然環境に配慮した河川整備の推進

環境に配慮した工法で護岸を整備することにより、河床は水生小動物の生息場所になり、護岸は植生が見られ、緑化が図られています。

### (2) 親水空間づくり

信濃川の緩傾斜堤防は、右岸及び左岸長生橋～大手大橋間の整備及び左岸大手大橋下流～長岡大橋下流間を整備しており、市民に親しまれる親水空間づくりを進めています。

## 施策③ 景観まちづくりの推進

---

### (1) 美しい景観まちづくりによる生活環境の向上、まちの魅力・価値の創出

#### ア 長岡市景観アクションプランの推進

「長岡市景観アクションプラン」で定める景観形成の方針や各種施策を活用し、長岡らしい美しい景観まちづくりを進めています。

#### イ 景観アドバイザーの活用

一定規模以上の建築行為などには、事前に届出を求め、「景観アドバイザー」による助言・指導を行っています。平成30年度は82件を審査し、建物の色彩や植栽の設置などについて助言を行いました。

#### ウ アーケード・雁木設置に対する補助

商店街等の振興及び環境整備を図り、併せて消費者に便利で快適な買い物の場を提供するため、組合等の団体及び事業者である個人又は法人が実施するアーケードの整備事業や、個人又は団体が実施するがん木整備事業に対し補助制度を設けています。

#### エ 広告物等・街路・屋外照明等の光害対策ガイドラインの周知・利用

道路照明灯の設置にあたっては、道路照明灯設置基準によるほか、個別事情に応じて遮光板等を設置するなど光害対策に努めています。

また、国・県に対し光害対策ガイドラインの周知・利用について要望しています。

### (2) 市民、事業者、行政の協働による景観まちづくり

#### 景観まちづくり市民団体の認定

市民の自主的な活動を支援するため、良好な景観の形成に貢献する活動を行う団体を「景観まちづくり市民団体」として認定する制度を設けています。

### (3) 景観資源を活かした街なみ環境整備の推進

#### ア 歴史的な街なみ環境の整備

「街なみ環境整備事業計画」に基づき、魅力ある街なみを形成するため、市民や事業者との協働により、歴史的建築物や史跡、伝統的文化などの地域資源を有効活用した、テーマ性のある街なみ整備を推進しています。

#### イ 景観意識の高揚

平成30年度は、景観資源を紹介するパンフレットの発行や景観講座（年3回）を開催し、景観まちづくりを進めるためのわかりやすい情報の提供や、景観まちづくりに参加する機会の充実を図りました。

#### ウ 景観形成地区、景観形成重点地区の指定

地域の特性を活かした景観まちづくりを進めるため、住民活動の取組状況に応じた段階的な地区指定制度を設けています。

#### エ 馬高・三十稲場遺跡、八幡林官衙遺跡等の環境整備

縄文時代の大集落跡である馬高・三十稲場遺跡を、縄文文化と触れ合える史跡公園とする整備を進めています。

#### オ 文化財の保護、管理

貴重な文化財を後世に伝えていくために、指定文化財や埋蔵文化財、文化的景観などの調査を行い、その調査成果をもとに、文化財の適切な管理や保存事業を進めています。



#### カ 史跡ルートの整備

戊辰史跡をはじめとする史跡への案内看板を設置し、適切な維持管理を行っています。また、観光パンフレットに史跡案内や周遊ルートを掲載し、周知を図っています。

#### キ 歴史的建造物の保存・活用

市内の歴史的建造物について調査を進めています。平成 23 年度末までに長岡市全域の合計 3,455 件について調査しました。

この中から、長岡らしさや長岡を代表することなどを基準にして選ばれた建造物を、登録有形文化財（文化財保護法に規定）に平成 30 年度末までに 30 件を推薦しています。



土地利用について、環境に配慮した土地利用に関する施策を進めます。また、開発の際には自然環境と調和に努めるための施策を進めます。

**【評価指標の達成状況】**

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 37 年度)	達成 状況
農地面積 (国土利用計画)	185.90km <sup>2</sup>	184.50 km <sup>2</sup>	183.36km <sup>2</sup>	△
森林面積 (国土利用計画)	437.60km <sup>2</sup>	437.70 km <sup>2</sup>	437.75km <sup>2</sup>	△

**施策① 適正な土地利用**

(1) 持続的な土地利用の促進

ア 国定公園・県立自然公園

第2節－施策の方向3－施策①－(1)－ア 国定公園・県立自然公園を参照(13 ページ)

イ 自然(緑地)環境保全地域の保全

第2節－施策の方向3－施策①－(1)－イ 自然(緑地)環境保全地域の保全(14 ページ)

ウ 棚田の保全・活用

第2節－施策の方向3－施策②－(1)－イ 棚田の保全・活用を参照(15 ページ)

エ グリーン・ツーリズムの推進

第2節－施策の方向3－施策③－(2)－ア グリーン・ツーリズムの推進を参照(17 ページ)

(2) 森林や農地の適正保全及び計画的な土地利用

ア 森林の保全・整備

第2節－施策の方向3－施策①－(2)－エ 森林の保全・整備を参照(14 ページ)

イ 有機農業の推進

第2節－施策の方向3－施策②－(2)－ア 有機農業の推進を参照(15 ページ)

ウ 持続可能な農業の展開

第2節－施策の方向3－施策②－(3)持続可能な農業の展開を参照(16 ページ)

エ 里山の保全の推進

第2節－施策の方向3－施策②－(1)－ア 里山の保全の推進を参照(15 ページ)

### (3) コンパクトなまちづくり

今後の市街地形成や、都市施設の在り方についての計画を定めた都市計画マスタープランを平成 22 年 11 月に策定しました。

このマスタープランでは「住居系」、「商業系」、「工業系」の土地利用方針とともに、「コンパクトなまちづくり」の推進に向けて、大規模遊休地の土地利用転換に向けた方針を示しています。また、この方針に基づいて具体的な用途地域の適正配置、地区計画制度の活用を通して、良好な市街地環境の維持・創出を図っています。

### (4) 環境に配慮した土地利用

#### ア 用途地域の適正配置、地区計画制度の活用

都市計画マスタープランの土地利用の方針に基づき、具体的な用途地域の決定・変更、地区計画制度の活用を通して、良好な市街地環境の維持・創出を図っています。

#### イ 快適な田園居住地の形成

農村集落における地域コミュニティの維持と快適な田園居住地の形成に向けて、「市街化調整区域地区計画」の制度を活用しながら、必要最小限の開発を行っています。

## 施策② 自然環境と調和する開発

---

### (1) 都市地域と農業地域等総合調整の促進

自然環境等に与える影響や開発規模が必要最小限となるよう関係機関と調整し、平成 30 年 3 月に長岡北スマート流通産業団地地区を市街化区域に編入しました。

### (2) 大規模開発事業の適正運用及び環境配慮の促進

#### ア 環境アセスメント等の適正運用

県では、大規模な開発行為などによる環境影響を事前に調査・予測し、その結果を基に環境保全措置を含む事業計画を事業者が検討するよう、新潟県環境影響評価条例を設けてます。

#### イ 開発行為に対する事前協議による指導

都市計画法に基づく「開発許可制度」や「新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱」に基づき、適切な開発指導を行っています。

特に開発に伴う市街地環境への配慮事項としては、周辺の土地利用の状況を十分に勘案し、所要な面積の公園・緑地等を整備するよう開発者と協議を進めています。

#### ウ 大規模開発行為の事前協議による指導

大規模開発行為の許可については県の所管業務であり、県は、県土の秩序ある利用と保全を図ることを目的として関係市町村から事前に意見を聴取しています。

市では、開発行為を行う際に必要な公共施設の整備の義務付けや技術基準、立地基準等を整理し、事前協議による指導を行っています。

## エ 林地開発許可制度の適正運用

林地開発許可は県の所管事業であり、適切な林地開発が行われるよう森林法に基づいて運用しています。市では、この許可申請の段階で周辺地域に及ぼす影響について総合的に見地から県へ答申しています。

## オ 環境保全に関する協定の締結

大規模な開発事業を実施するときは、自然との調和、自然環境の保全を図るため、事業者との間で環境保全協定を締結しています。

## 第5節 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり

### 施策の方向 13 人づくりの推進

関連する  
SDGs の目標



環境保全意識の醸成に関する施策を進めます。また、各種環境に関連する情報を収集・提供するための施策を進めます。

#### 【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 39 年度)	達成 状況
学校での地球温暖化等に関する出前講座の実施回数	4 回	8 回	増加させる	○
環境に関する出前講座の実施回数(市民・事業者向け)	25 回	14 回	29 回	▼
自然観察会等の実施回数	129 回	112 回	維持する	▼

#### 施策① 啓発事業の推進

##### (1) 啓発事業の実施

###### ア 日常における環境配慮指針の周知

第4次長岡市環境基本計画（平成30年3月策定）では、良好な環境を将来の世代へ引き継ぐため、私たちが取り組むべき「環境配慮指針」を設け、市ホームページや市有施設に本計画と概要版を設置するなど周知を図りました。

###### イ 環境月間行事の充実

環境に関する認識を深めるとともに、環境保全の取り組みを促進するため、環境月間である6月に COOLCHOICE やライトダウンキャンペーンの実施、食品ロスの削減を市民に呼び掛ける啓発事業を行いました。

また、平成30年6月21日（夏至の日）と7月7日（クールアース・デー：政府が2008年の洞爺湖サミット開催を契機として、地球温暖化に対する取り組みを推進する日として設定）の夜間において、公共施設等の照明を消す「ライトダウンキャンペーン」を行いました。計75施設で電気を消灯し、節電による地球温暖化防止に取り組みました。

###### ウ 各種啓発事業の実施

市民の皆さんに楽しみながら環境について関心を持ってもらうため、各種啓発事業を実施しています。平成30年度は、次表の事業を実施しました。

事業名	内容	実施日	参加人数
花いっぱいフェア	間伐材の一輪挿しづくりを行った。新潟県地球温暖化防止活動推進員から間伐の目的や効果を説明し、地球温暖化防止の啓発を図った。	5月26日(土)、 27日(日)	192人
エコロジー標語コンクール	市内小・中学校に通う児童・生徒を対象に節電及び食品ロスに関する標語を募集。入賞作品20点を市有施設、「長岡市ごみ情報誌」等で発表した。	6月20日(水) ～ 平成31年3月 31日(日)	867人
夏休み子ども環境体験フェア	ごみ処理施設等の見学を行う施設探検及び寺泊夏戸地域周辺の生き物調査とその生き物とトキとの関わりについて学習する自然探検を実施した。	8月10日(金)、 11日(土)、 12日(日)	59人
リバーサイド・フェスタ～ECO博～	ユニー株式会社主催の官民協働(8者)による環境啓発イベントを実施 市では、ecoクイズやエコドライブ体験などを行った。	9月8日(土)、 10日(日)	760人

## エ 環境関連パンフレット、ビデオ教材等の作成

第5節―施策の方向13―施策③―(1)―ウ 環境関連パンフレット、ビデオ教材等の作成を参照(61ページ)

## (2) 自然環境の保全活動や自然体験イベント等の実施

### ア 自然観察会等の実施・開催



事業名	内容・回数等	開催日	参加人数
夏休み子ども環境体験フェア(自然探検コース)	自然環境保全の重要性を理解するため、小学生を対象に自然観察会を実施した。	8月11日(土)、12日(日)	2日間合計 31人
冬の海鳥観察会	カモメやウミネコなど、冬の日本海の家鳥を観察し、鳥たちの意外な生態を学ぶ。	平成31年2月24日(日)	50人
市民探鳥会	野鳥観察を通して、長岡の自然及び鳥類の生態への知識・理解を深める。(年8回)	4月～11月	8回合計 161人

キノコの展示会	市内で採集されたキノコを展示し、キノコに対する市民の興味関心を高める。	9月24日(月)	303人
夏休み植物実験・工作教室「空飛ぶタネと折り紙ヒコーキ飛行実験」	タネの飛行実験と模型工作、紙飛行機の飛行実験を通して、植物の種子散布戦略を知るとともにバイオメテイクスについて理解を深める。	8月18日(土)	37人
生きもの観察	市内に生息する様々な生物の観察を通して、郷土の自然への理解を深める。(年2回)	9月30日(日)、 10月14日(日)	2回合計 42人
水生生物探索会	水辺の観察を通し生物への関心を深める。(年4回)	7月22日(日)、 8月5日(日)、 8月19日(日)、 11月11日(日)	4回合計 57人

#### イ 保育園・幼稚園でのグリーンカーテンの栽培

子どもたちの環境保全意識を醸成するため、公立保育園・幼稚園を対象にグリーンカーテン体験事業を行っています。

平成30年度は市立保育園23園につき性植物の種・苗と必要な物品を配布し、グリーンカーテンを栽培しました。また、紙芝居の読み聞かせや、育てた植物の収穫や工作等を通してグリーンカーテンの効果を体験しました。

#### ウ 東山ふれあい農業公園やふるさと体験農業センターの利用促進

第2節－施策の方向3－施策③－(2)－イ 東山ふれあい農業公園やふるさと体験農業センターの利用促進を参照(17ページ)

#### エ ふれあい林業事業

都市部の住民とのふれあいを通し林業への理解を深め、林業の活性化を図るため実施しているもので、平成30年度は、中越よつば森林組合と協力し、「ながおか農業ふれあいまつり」において木工教室を実施しました。

平成30年11月3日開催の「みしま産業まつり」において、中越よつば森林組合が木工教室を開催しました。

また、太平山において、下草刈り・枝打ちなどの森林整備を行いました。

### 施策② 環境教育の推進

#### (1) 子ども達への環境学習の場の創出

##### ア 小・中学校での教育課程における環境学習の取り組み

各学校では、環境教育を年間教育計画に位置付け、教育活動全体の中で自然体験活動や環境保全に関する学習を計画的・継続的に実施しています。

#### ①社会科副読本の環境学習項目の充実

小学校3・4年使用の社会科副読本「わたしたちのまち長岡」の学習項目に『くらしのなかの水とごみ』を設けています。水の学習では、浄水や節水について、また、ごみの学習では、ごみの減量化や分別収集等についての学習を行い、環境学習を推進しています。

この副読本は3年おきに改訂しており、平成30年度は平成28年度版を使用しました。長岡市が平成16年から実施しているごみ収集の有料化や平成25年から開始したごみの10種類12分別の分別、収集方法、生ごみバイオガス化事業などについて詳しく記述しています。また、見出しを『ごみをへらそう、見直そう』として、もったいない意識の醸成とごみを増やさない3R（リデュース、リユース、リサイクル）といった児童にできる取り組みや、『環境にやさしいまちづくり』として、長岡市の3つの新エネルギー（地場産の天然ガス、バイオマス資源、太陽エネルギー）を紹介するなど、環境学習の充実に努めました。

#### ②地域の自然を生かした特色ある環境学習の取り組み

栢吉川など学区を流れる河川などで、指標生物の生息状況を調査し、過去のデータと照らし合わせ、河川環境の変化と保全などについて学びました。生物と水の環境について学ぶ学校が増えています。

#### ③環境と人権を守る取り組み

環境学習、総合的な学習の時間、道徳と関連を図り、新潟水俣病について学び、環境と人権を守るために「自分たちができること」について学んでいます。

#### ④窓際植生への取り組み

夏場の学習環境の改善、節電、自然環境保全への意識を高める環境教育の一環として、窓際植生（グリーンカーテン）に取り組む学校があります。

### イ 地球温暖化対策講座の実施

地球温暖化の基本的な知識と関心を醸成し、家庭で地球温暖化対策に取り組む行動をとってもらうことを目的に「地球温暖化対策講座」を実施しています。

平成30年度は、小学校4～6年生を対象に8校で実施しました。講座では、地球温暖化の基本的な情報を伝えるほか、間伐材を使ったマイ箸づくりなどの体験講座を通じて、家庭でできる地球温暖化防止の取り組みなどを紹介しました。



地球温暖化対策講座



## (2) 市民・事業者の環境保全に対する意識の醸成

### ア 市政出前講座の実施

市民・事業者の環境保全に対する意識の醸成を図るため、環境に関する市政出前講座を実施しています。

講座名	開催日	参加者数
みんなで防ごう！地球温暖化	5月14日(月)、23日(水)	計95人
ごみの分け方・出し方出前講座	4月～平成31年3月(12回)	延べ775人 (年度内計)

### イ ごみ処理施設等の見学会の実施

平成30年度は、市内の小学校の社会科授業や中学校、高校の総合学習など学校関係の見学が52件・2,388人、一般の団体の見学が81件・581人(うち海外からの見学が3件・18人)ありました。合計で133件・2,969人の方が寿・鳥越クリーンセンターごみ処理施設、リサイクルプラザ、生ごみバイオガス発電センターを見学しています。

ごみ処理施設、リサイクルプラザ、生ごみバイオガス発電センターなどを実際に見てもらい、3Rを始めとした環境問題を考えるきっかけになっています。

### ウ 市民講座等における環境学習の取り組み

「まちなかキャンパス長岡」で、環境保全に関する講座を開講しました。

テーマ	開催日	参加者数
まちなか大学「たかが水、されど水 -水と人間の未来学-」	平成30年10月3日～10月31日(5回連続講座)	延べ95人
まちなか大学院 環境研究コース「エネルギーの未来をみんなで考える」	平成30年11月12日～平成31年1月28日(10回連続講座)	延べ55人

### エ 自然観察会・展示会の実施・開催

第5節－施策の方向13－施策①－(2)－ア 自然観察会等の実施・開催を参照(57ページ)

### 施策③ 環境情報の収集と提供

---

#### (1) 市の広報誌、ホームページ、SNS等の活用による情報提供

##### ア ごみ情報誌等による3R等の意識啓発

ごみの減量・リサイクルの必要性について市民や事業者から理解を深めてもらうため、「ごみ情報誌」を発行しています。平成30年度は11月、3月の計2回発行し、市政だよりとともに全戸配布し、ごみ処理の現状をお知らせするとともに、ごみの減量や環境美化に取り組む市民や団体を紹介するなど、3Rの意識啓発を図りました。

##### イ 節電啓発に関する取り組み

市民や事業者から節電に関する取り組みを進めていただくため、電気機器の使用が増える7月に、市ホームページやSNS等を通じて節電の啓発をしました。

##### ウ 環境関連パンフレット、ビデオ教材等の作成

ごみと資源物の分別方法とごみ処理の様子などをわかりやすく紹介するDVDとビデオ「家庭ごみの分け方と出し方」を町内会や家庭だけでなく学校の教材としても随時貸出しを行っています。

##### エ 長岡市ホームページ等による情報の提供・市民意見の聴取

環境保全対策に係る計画や環境啓発事業、自然環境保全、公害規制、公害等の調査、地下水保全など、環境に関する情報を市の広報誌やホームページ、SNS等において情報発信しています。

また、「環境に関する年次報告書」では、「長岡市環境基本計画」の進捗状況を公表するとともに、市民のみなさんから意見を募るため巻末に意見書用紙を付しています。

#### (2) 国、県等の行う調査研究に対する協力

市では、信濃川水系の市町村によって構成される「信濃川を守る協議会」の幹事市として長岡ブロック内の連絡調整や、県と高速自動車道沿線の市町村によって構成される「新潟県高速道路交通公害対策協議会」を通じて騒音対策の要望など、広域的な取り組みを行っています。また、「新潟県環境保全連合会」に入会し、環境関連団体等と連携を図っています。



市民、事業者、NPO等との協働による環境保全の取組を推進するため、市民、事業者、NPO等の取組の支援や環境教育・環境学習の推進等に関する施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 39 年度)	達成 状況
官民協働で行う 環境イベントの開催回数	2 回	2 回	3 回	□

施策① 市民、事業者、NPO等の取組の推進

(1) 環境配慮指針の周知による環境保全意識の醸成

第5節－施策の方向13－施策①－(1)啓発事業の実施－ア 日常における環境配慮指針の周知を参照(56 ページ)

(2) 市民、地域、NPO等の環境保全活動の支援

ア 資源回収団体の支援

第1節－施策の方向2－施策①－(6)－ア 集団資源回収の推奨、資源回収団体への支援、資源回収業者の育成を参照(11 ページ)

イ 家庭用生ごみ処理機の設置補助

第1節－施策の方向2－施策①－(5)－イ 家庭用生ごみ処理機の設置補助を参照(11 ページ)

ウ こどもエコクラブの育成

(公財)日本環境協会は、小中学生が主体的に行う環境学習や環境保全に関する活動を支援する「こどもエコクラブ」事業を行っています。

市は、協会とこどもエコクラブ登録団体間の連絡調整を行っています。

市内では、1クラブ20人が登録しており、平成30年度は、エネルギーをテーマに、エネルギー関連施設の見学など、様々な活動を行いました。

エ 緑の少年団の育成

自然に親しみ、緑を守り、緑を育てる思想を啓発し、心豊かな人間に育っていくことを目的に緑の少年団を育成しています。市内では、長岡市緑の少年団、山古志緑の少年団、かみしお緑の少年団、かわぐち緑の少年団の4団体が結成されており、緑化活動等への支援を継続して行っています。

#### オ 中古衣料品即売会への支援

家庭で眠っている贈答品や中古衣料品を活かすため、中古衣料品即売会を開催しました。この即売会は、長岡市消費者協会の主催により年1回開催されるもので、市消費生活センターも協力しました。平成30年度は10月に実施しました。

#### カ 多面的機能支払交付金事業による支援

第2節－施策の方向3－施策②－(2)－イ 多面的機能支払交付金事業による支援を参照(15ページ)

#### キ 市民緑地の整備・市民参加による公園づくりの推進

第4節－施策の方向11－施策①－(2)－イ 市民緑地の整備・市民参加による公園づくりの推進を参照(50ページ)

#### ク 環境保全活動の共同実施

特定非営利活動法人地域循環ネットワークが取り組む、割りばしリサイクルや使用済み使い捨てカイロ回収などの環境保全活動に協力しました。

### (3) 環境保全に対する市民の意識の醸成

第3節－施策の方向10－施策③－(1)－ア クリーン作戦の実施を参照(47ページ)

### (4) 事業活動における環境保全対策の取組支援

#### ア 省エネルギー設備等の設置

第1節－施策の方向1－施策①－(2)－ア 省エネルギー設備等の設置補助を参照(4ページ)

#### イ ノーマイカーデーの実施

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ア ノーマイカーデーの実施を参照(5ページ)

#### ウ 圧縮天然ガス自動車の導入

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ウ 圧縮天然ガス自動車の導入を参照(6ページ)

### (5) 事業者によるエコビジネスの支援

第1節－施策の方向2－施策②－(1)グリーン購入の推進を参照(12ページ)

## (6) 環境保全に取り組む事業者のネットワークづくり

### ア 官民一体のイベントの開催

持続可能な社会づくりへの意識を高めてもらうことを目的に、リバーサイド千秋アピタ長岡店で、環境保全に取り組む事業者等と連携し、イベント「リバーサイド・フェスタ～ECO博～」を実施しました。

平成30年度は、9月8日（土）、9日（日）に開催し、自転車による発電やエコドライブシミュレーター体験などを通じて、楽しみながら環境を保全する重要性について、啓発しました。



エコ博の環境啓発ブース 自転車発電体験

### イ 環境保全に取り組む事業者との連携・情報交換

中越地区においては、「中越地区環境保全協議会」、「中越地区産業廃棄物広域処理対策推進協議会」などに加入し、構成員相互の研修や情報交換等を行っています。

## (7) 事業者向けセミナー等の開催

平成31年2月14日に中越地区環境保全協議会及び長岡地区産業廃棄物協議会の共催により、合同研修会を開催しました。

改正フロン抑制規制法の解説や、近年の異常気象と地球温暖化について講演が行われ、協議会員をはじめ71名の参加がありました。









事業者向け啓発セミナー

(参考資料1) 評価指標の達成状況一覧【31項目】

【達成状況】達成 ○、基準年度比：横ばい □、向上 △、低下 ▼

項目名	現状値 (基準年度)	年度実績 H30	目標値 (目標年度)	達成状況	該当頁	
<b>I 低炭素・資源循環型のまち</b>						
施策の方向1 地球温暖化対策の推進 <span style="float: right;">                         関連する                          -8Gsの目標                     </span>						
1	長岡市域における温室効果ガス排出量	2,449,000 t-CO2 (H19年度)	2,382,000 t-CO2 (H28年度)	中期目標 (H32年度) 1,800,000t-CO2 長期目標 (H62年度) 383,000t-CO2	△	3
2	市役所(事務事業)における温室効果ガス排出量	79,826t-CO2 (H29年度)	76,594 t-CO2	77,032t-CO2 (H34年度)	○	
施策の方向2 ごみの減量と資源循環の推進 <span style="float: right;">                         関連する                          -8Gsの目標                     </span>						
3	市全体のごみ排出量	88,400 t/年 (H28年度)	87,662 t/年	79,300 t/年 (H39年度)	△	7
4	市民1人1日当たりのごみ排出量	884 g/人・日 (H28年度)	890g/人・日	867 g/人・日 (H39年度)	▼	
5	一般廃棄物におけるリサイクル率	24.7% (H28年度)	24.6%	27.5% (H39年度)	▼	
6	市のグリーン購入達成率	76% (H28年度)	74.8%	100% (H39年度)	▼	
<b>II 人と自然が共生するまち</b>						
施策の方向3 自然環境の保全と活用 <span style="float: right;">                         関連する                          -8Gsの目標                     </span>						
7	森林整備面積	32.6ha (H28年度)	29.39ha	増加させる (H39年度)	▼	13
8	野外レクリエーション施設数	21か所 (H29年度)	21か所	21か所 (H39年度)	○	
9	GAP(農業生産工程管理)の認証件数	個人認証:5農場 団体認証:2団体 (8農場) (H29年度)	個人認証:4農場 団体認証:3団体 (12農園)	個人認証:10農場 団体認証:2団体 (18農場) (H39年度)	△	
施策の方向4 生物多様性の保全・管理 <span style="float: right;">                         関連する                          -8Gsの目標                     </span>						
10	トキ分散飼育センターでのトキの繁殖数	26羽 (H28年度までの累計)	35羽 (H30年度までの累計)	50羽 (H39年度までの累計)	△	19
11	サル情報メールの登録者数	45人 (H29年度)	58人	増加させる (H39年度)	○	
<b>III 環境汚染のない安全なまち</b>						
施策の方向5 大気汚染・悪臭の防止 <span style="float: right;">                         関連する                          -8Gsの目標                     </span>						
12	大気汚染物質の環境基準の達成状況	光化学オキシダントのみ 非達成 (H28年度)	光化学オキシダントのみ 非達成	すべての項目で達成 (H39年度)	□	22
13	大気汚染・悪臭に関する公害情報処理件数	32件 (H28年度)	46件	減少させる (H39年度)	▼	
施策の方向6 水質汚濁の防止 <span style="float: right;">                         関連する                          -8Gsの目標                     </span>						
14	汚水処理人口普及率	97.2% (H28年度)	97.6%	100% (H39年度)	△	30
15	河川における環境基準等達成率(BOD)	93.3% (H28年度)	100%	100% (H39年度)	○	
施策の方向7 土壌環境の保全 <span style="float: right;">                         関連する                          -8Gsの目標                     </span>						
16	長岡高校地下水位観測井における地下水の最低水位(地表面下)	17m (H28年度)	16.47m	維持する (H39年度)	○	33
施策の方向8 静けさの保持 <span style="float: right;">                         関連する                          -8Gsの目標                     </span>						
17	一般環境騒音の環境基準超過地点数	2地点 (H28年度)	2地点	0地点 (H39年度)	□	37
18	高速自動車道騒音の環境基準超過地点数	0地点 (H28年度)	0地点	0地点 (H39年度)	○	
19	騒音に関する公害苦情処理件数	18件 (H28年度)	13件	減少させる (H39年度)	○	

【達成状況】達成 ○、基準年度比：横ばい □、向上 △、低下 ▼

	項目名	現状値 (基準年度)	年度実績 H30	目標値 (目標年度)	達成状況	該当頁
<b>施策の方向9 化学物質による環境汚染の防止</b> <span style="float: right;">関連する -8Gsの目標</span> 						
20	魚類へい死等の環境汚染事案の発生件数	1件 (H28年度)	0件	0件 (H39年度)	○	43
21	ダイオキシン類の環境基準達成率(河川水)	100% (H28年度)	100%	100% (H39年度)	○	
<b>施策の方向10 廃棄物の適正処理</b> <span style="float: right;">関連する -8Gsの目標</span> 						
22	一般廃棄物の不法投棄に関する公害苦情処理件数	66件 (H28年度)	60件	30件 (H39年度)	△	45
23	市有施設におけるPCB廃棄物保管量	1203個 (H28年度)	505個	0個 (H39年度)	△	
<b>IV 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち</b>						
<b>施策の方向11 快適で魅力的なまちの創造</b> <span style="float: right;">関連する -8Gsの目標</span> 						
24	都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積	24.3m <sup>2</sup> /人 (H28年度)	24.3m <sup>2</sup> /人 (H29年度)	維持する (H39年度)	○	49
25	都市公園面積	585.21ha (H28年度)	593.70ha	維持する (H39年度)	○	
<b>施策の方向12 環境に配慮した土地利用と開発の推進</b> <span style="float: right;">関連する -8Gsの目標</span> 						
26	農地面積(国土利用計画)	185.90km <sup>2</sup> (H26年度)	184.50km <sup>2</sup>	183.36km <sup>2</sup> (H39年度)	△	53
27	森林面積(国土利用計画)	437.60km <sup>2</sup> (H26年度)	437.70km <sup>2</sup>	437.75km <sup>2</sup> (H39年度)	△	
<b>V 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり</b>						
<b>施策の方向13 人づくりの推進</b> <span style="float: right;">関連する -8Gsの目標</span> 						
28	学校での地球温暖化等に関する出前講座の実施回数	4回 (H28年度)	8回	増加させる (H39年度)	○	56
29	環境に関する出前講座の実施回数(市民・事業者向け)	25回 (H28年度)	14回	29回 (H39年度)	▼	
30	自然観察会等の実施回数	129回 (H28年度)	112回	維持する (H39年度)	▼	
<b>施策の方向14 市民、事業者、NPO等の参画と協働</b> <span style="float: right;">関連する -8Gsの目標</span> 						
31	官民協働で行う環境イベントの開催回数	2回 (H28年度)	2回	3回 (H39年度)	□	62